

平成24年第4回

大空町議会定例会会議録

〔その1〕

- ・招 集 平成24年12月19日
- ・開 会 平成24年12月19日
- ・閉 会 平成24年12月20日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	品	田	好	博	7番	松	岡	克	美
2番	中	堀	君	子	8番	深	川		昇
3番	近	藤	哲	雄	9番	勝	田	鉄	城
4番	松	田	信	行	10番	小	島	一	弘
5番	斎	藤	宏	司	11番	田	中	勝	吉
6番	植	田	泰	弘	12番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長
副 町 長		産 業 課 長
総 合 支 所 長		産 業 課 参 事
会 計 管 理 者		建 設 課 長
総 務 課 長		住 民 福 祉 課 長
総 務 課 参 事		産 業 建 設 課 長
住 民 課 長		総 務 課 主 幹
福 祉 課 長		
教 育 長		生 涯 学 習 課 参 事
生 涯 学 習 課 長		
監 査 委 員 事 務 局 長		農 業 委 員 会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前11時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成24年第4回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、議長において、1番、品田好博議員及び2番、中堀君子議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、植田泰弘議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る12月13日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が3人、町長から提出されております案件が15件です。その内訳は、一般議案15件です。

決算認定8件のほか、報告1件、議会提出議案も予定されております。

一般質問及び提出議案の内容、件数から、本定例会の会期は、12月19日本日開会して、12月20日あすまでの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から12月20日までの2日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月20日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、御了承願います。

以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

平成24年第4回大空町議会定例会の行政報告をいたします。

9月22日、STVラジオ開局50周年記念風土&FOODフェスティバル、札幌市で行われたイベントに参加をいたしました。本町のチーズ、またシジミ製品などを持参し、STV放送局前で販売、PRを行ったところであります。あわせて、ラジオ番組に出演をさせていただきました。

10月2日、大空町表彰審査委員会を開催いたしました。各賞20件の諮問を行いまして、女満別高等学校野球部の栄誉賞を初め、全件を可とする答申をいただいたところであります。

同日、北海道との航空行政に関する懇談会ということで、札幌市に出向いております。高井副知事、また空港や観光の担当幹部と懇談をいたしました。女満別空港の現況を説明し、定期便、チャーター便等において北海道の積極的な対策を要望したところでございます。

10月6日でございます。網走南ヶ丘高等学校創立90周年記念式典に参加をいたしました。式典は体育館で行われたわけですが、私は卒業後初めてそこに足を踏み入れてみたところであります。懐かしかったところでございました。

10月12日、国道334号道路整備促進地域連携会議網走開発建設部意見交換ということで、網走市に出向き開発建設部と懇談をいたしました。国道334号の整備重点箇所について説明を申し上げ、要請を行ったところでございます。

10月17日から22日にかけては、札幌市などに出札をしてございます。1点目といたしまして、国道334号道路整備促進地域連携会議北海道開発局との意見交換でございます。これにつきましては、12日に網走開発建設部に要請した内容を北海道開発局にも要請を行うという内容のものでございます。

同じく、北海道町村会政策懇談会に出席をいたしました。外交ジャーナリストの手嶋龍一氏の講演を聞くとともに、分科会が行われまして、私は民生文教分科会に出席をいたしました。介護保険制度、国民健康保険制度の概要について意見交換をするるとともに、乳幼児医療費の給付拡大について意見交換を行ったところでございます。

また、この間におきまして、美深町、歌志内市を訪れまして、地域振興施設検討委員会の方々と道の駅の視察を行ったところでございます。美深町、歌志内市、おのおの道の駅を視察させていただきましたけれども、おのおのメリット、デメリット、またいろいろな特徴があるということを感じたところでございます。

あわせて、市町村長政策研究会に参加をいたしました。今回のテーマは、小水力、また太陽光の発電についてということで勉強会を行いました。農林水産省から担当者を招いて、現在の制度などについて勉強したところでございます。

10月30日から11月1日にかけては、オホーツク圏活性化期成会の秋季要望ということで、札幌市に出向いてございます。私は、農林水産委員会委員といたしまして、北海道の農政部、水産林務部に対して要請活動を行ったところでございます。

11月1日、大空町商工振興協議会を開催いたしました。地域における商工業環境の苦境について認識を持ち、新たな展開に向けてどのようにしていったらいいのか、そんな情報交換を行ったところでございます。

11月3日は、大空町表彰式を挙行いたしました。女満別高等学校野球部の栄誉賞を初め20の団体、個人の方々について表彰をさせていただいたところでございます。

11月5日、北海道厚生農業協同組合連合会網走厚生病院運営委員会が開催をされ、出席をいたしました。北網地域の二次医療圏の中核病院としての網走厚生病院の現状、課題などの説明を受けたところでございます。

11月6日は、北網地区市町長会議が小清水町で開催をされ、出席をいたしました。PCBの処理に係る課題、また防災対策、JR貨物の問題などについて各市町長と意見交換を行いました。

11月9日と10日にかけては、上京をいたしました。東京女満別会の総会、東京東藻琴会の総会がございまして、出席をしたところでございます。東京女満別会は第40回ということで70名の出席、東京東藻琴会については第10回ということで52名の出席がございました。節目の大会ということで、それぞれ工夫をされた総会となったところでございます。東京女満別会は12時から、東京東藻琴会は13時からということで、時間的に綱渡りの出席となったところでございます。

裏面にまいりまして、11月16日、大空町行政改革推進委員会を開催いたしました。使用料、手数料の改定について説明を申し上げ、意見をいただいたところでございます。

11月18日から20日、さらに21日から22日にかけて上京等を行ったところであります。18日から20日までにつきましては、オホーツク管内町村会の町村長研修といたしまして、岩手県大槌町を訪問いたしました。加藤前町長を初め1,281人の方々が死亡、もしくは行方不明という状況でございました。被害の状況、また復興の状況などの説明を受けたわけでございますけれども、やはり地域の方々からは、今なお、この震災で傷跡が残っている、この地域のことを忘れないでほしい、そのような訴えをいただいたのが非常に印象的でございました。

また、11月21日から22日にかけてでございますが、全国町村長大会に出席をいたしました。野田内閣総理大臣が挨拶に立ったわけでございます。その中では、地方重視を強調された一方でTPP問題など、私どもの関心のある話題については触れずじまいというような状況でございました。また、解散後であったため、来賓がほとんどいないというような寂しい大会になったというような印象がございます。

同じく、簡易水道整備促進全国大会にも参加をいたしました。功労者の表彰、大会決議を採択し、中央官庁に要請行動を行ったところでございます。

同じく、国保制度改善強化全国大会にも出席をいたしました。国保制度の抱える大きな問題などについて議論をし、安定化を目指した大会決議を採択し、同じく要請活動を行ったところでございます。

11月30日は、大空町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。経営の困難性が高まっている大空町の国民健康保険会計の運営方針について諮問をし、財政支援の必要性について答申をいただいたところでございます。

12月6日は、北見地区国有林野等所在市町村長有志協議会が北見市で開催をされ、出席いたしました。国における林業施策の説明と、平成25年度林野庁予算要求の概要について説明を受けたところでございます。

12月7日は、東藻琴地域審議会を開催いたしました。東藻琴中学校の制服など、また職員数の将来計画などについて質疑が交わされたところでございます。

12月9日から町政懇談会、ふれあいトークを実施してございます。現在まで5会場で開催をいたしました。今後、年内に6会場を予定しているところでございます。

12月10日、女満別地域審議会を開催いたしました。起業家における支援、またパークゴルフ場の状況、食育の充実、合宿誘致のあり方、街灯の設置、図書の整備、二学期制の課題、ふれあいトークなどでの要望、自治会連絡網の充実、乗合タクシー、住宅リフォームと、こちらは非常に多くの分野について意見、また要望、質疑などが行われたところでございます。

同日、大空町防災会議を開催いたしました。素案に対する修正箇所などをお願いしたところでございます。一方で、昨今の停電などに伴う対策などについても情報交換を行ったところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 おはようございます。

平成24年第4回定例会に当たり、通告に基づき認知症対策についての一般質問を行います。

10月になって早々のころだったと思いますが、仕事を終え、暗くなって自宅に帰ると、玄関先に80歳を少し超えたおばあちゃんが立っていました。「どうしたの。」と尋ねると、「家族のある人にたたかれて、このままでは死んでしまう、どうか助けてほしい。」とのことでした。びっくりして話を聞いていましたが、つじつまの合わないところもあり、家族に確認をしてみますと、最近そのようなことを言うことがふえてきたとのことでした。少し会わなかった間に症状が進行したのかなと感じたものでした。また、先日16日には衆議院議員総選挙が行われ、その結果が大々的に報じられた翌17日の新聞の片隅に、認知症の介護で疲れ果て、77歳の夫が妻を殺害してしまうという記事がありました。あわせて、「急速な高齢化と核家族化は高齢者が高齢者を介護する老老介護をもたらした。そして、今は認知症患者同士の認知介護さえ珍しくなくなった。」という内容でした。家族としての介護力が低下してきているということだと思います。

高齢化社会が進行していくにあわせて、誰もが健康で老いていきたいと思っているところですが、健康面では問題がなくても認知症で悩むといった問題もふえてきているのでは、あるいは今後ともふえていくのではと考えているところです。現状、大空町において、認知症と確認されている高齢者数はどの程度なのか。それに対して、どのような取り組みが行われているのか。今後の施設対応での見通しという部分も含めて、お伺いをいたします。

認知症という呼び名が使われるようになって、それほど長い年月は経過していないと思いますが、1つの病気としての認識は、少しずつ浸透しているのかなと思います。家族内や夫婦間で、もしどちらかが、あるいは誰かが認知症になったらということが話題になったことがあるという家庭も少なくないのではと思います。その予防という点では、どのようにお考えかお聞きをいたします。

この認知症ということに対して、本人も、あるいは家族も、なかなかそうとは認めたくないというのが実情だと思います。しかし、だからこそ早期に診断をし、治療、ケア体制の確立を図るということが一つの課題であると考えます。最近は治療薬もふえ、薬で進行をおくらせることが可能になり、早期に発見できれば軽度の状態で過ごせる時期が延ばせるということも耳にします。ちゅうちょしている期間に進行してしまうということを少しでも防いでいけるような対応策、その周知という点もお伺いをし、1回目の質問といたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 近藤議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

認知症についてでございます。認知症とは、精神機能が慢性的に減退、消失することで、日常生活、社会生活を営めなくなる状態というふうに言われております。この認知症を大きく3つに分類するということができるかと言われております。1つは、脳の神経細胞が変性、死滅し、脳が萎縮する、いわゆるアルツハイマー型の認知症で、全体の60％と言われております。次には、脳の血管が詰まったり破れたりする、脳の部分の働きが悪くなって起こる脳血管障害の認知症というものもございます。また、脳の特定の神経細胞の中に、特異な変化があらわれるレビー小体型認知症というものもあるようであります。この3つを合わせると、全体の約90％と言われております。認知症の最大の危険因子は、加齢と言われております。年をとることと言われております。65歳から69歳までの有病率というのは、1.5％程度でありますけれども、85歳では27％に達すると言われております。65歳以上の高齢者の方々における有病率は、8％から10％程度と推定され、全国で200万人というような言い方をされているものがございます。現在65歳以上の人口の10％で換算をいたしますと242万人ということですので、先ほど言った8％から10％という数字が当てはまるのではないかと思います。

大空町でございますが、65歳以上の人口は2,335人でございます。うち介護認定は404人、そのうち認知の低下を要因とする要介護認定者は、約6割の240名ということでございます。65歳以上の人口が2,335人、そのうち240人ありますので、約10％強ということで、全国の有病率とほぼ同じというようなことが言えるのではないかと考えてございます。

予防の方策も、現在はいろいろなことが研究されて示されてきております。1つには、バランスのよい食事をする、塩分と動物性脂肪を控える、適度に運動をする、深酒をしない、たばこはやめる、規則正しい生活をする、いわゆる高血圧症でありますとか脂質異常症、肥満、動脈硬化、糖尿病など生活習慣病を予防するということが、この認知症の予防にもつながると言われております。そのためには、特定健診などの受診というものが大変大切になってくるというふうに考えられております。これらは、先ほど言いました脳血管障害の認知症を予防する手だてということになるかと思えます。また、転倒などによって頭部を強打するということを防ぐ、また脳の衰えを防ぐために積極的に脳を使う、活用する、そういう脳の訓練を行うということも予防に大切だと言われております。これは、アルツハイマー型の認知症などに対応するものかと思えます。そのほか精神面でいいますと、くよくよしない、精神の安定を保つということも予防につながると言われております。

大空町の取り組みでございますが、1つには集団脳機能検査というものを実施してございます。これは、脳刺激訓練教室の中で一環として実施をするわけでありましてけれども、平成23年度は75名の方が受けられてございます。2点目は、今言いました脳刺激訓練教室というのを実施して、7クラブでそういった催しに取り組んでくだ

さっております。平成23年度は、延べ136日、1,702名の方に参加をいただいたところでございます。そのほか、当事者というよりは、その周りの方々などを対象といたしまして、認知症サポーター養成講座というものも開催をしております。平成23年には2回実施をいたしまして、150名の参加をいただいたところであります。平成24年度につきましても、今後開催を予定しているという状況でございます。今、申し上げましたのは、町でいうところの福祉課サイドとしての取り組みであります。教育委員会としてもこれらの取り組みを実施をしております。教育委員会では、いきいき教室でありますとか水中運動教室。また、寝たきり予防、転倒予防のプログラム講習会というようなものを開催いたしまして、平成23年度は257名の参加をいただいたところであります。また、介護保険制度の中で、ヘルパーの派遣でありますとか通所サービス等の提供、さらにケアマネジャーが月に1回は訪問をし、介護相談を受けるというようなことを町としては実施をさせていただいております。

施設の考え方でもありますけれども、現在、第5期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の期間中でございます。この期間中において、平成22年度は要支援、要介護認定者が382人でありましたが、平成26年度には456名というような予測を立てているところでございます。そのため、この期間中においては、認知症対応の共同介護施設、いわゆるグループホームの18床の増床というものを予定しております。民間の増床要望において、この計画に位置づけたところであります。また、当然3年間のこの計画でありますので、次期計画においては特別養護老人ホームなどの増床などについても検討を行うこととしているところでございます。

近藤議員が言われましたように、認知症は治る病気とも言われております。そして、早期発見、早期治療が大切であるということでもあります。早期発見によって、また薬の進歩によって症状の進行をおくらせることもできるようであります。しかしながら、気づいてから医療機関に相談するまでに、約7割の御家族の方が2年以上かかっているというような報告もあります。何より早い時期に病院で診察を受けていただくということが本来重要であります。また、一度だけ受診をするといっても、年々症状が進むというようなことも考えられます。定期的に受診をしていただくということが早い発見につながるのではないかと、そのように考えております。早い発見をするためには、御家族や周りの方が少しいつもと違うなと気づいていただくことが重要であります。そんなことのために、認知症サポーター養成講座というものを開催しているというところでございます。また、みずから、御自身が早期に自覚できる取り組みというものも大切でありますので、そのために脳刺激訓練教室や集団脳機能検査などを実施しているという状況にあります。

しかしながら、課題もありまして、こういった訓練教室、検査などにつきましては、主に寿クラブを核とした団体などに働きかけて実施をしている状況にありますが、現在、老人クラブに加入していない方がかなりの数いらっしゃいます。そういった方々に、どうやってアプローチをしていくかということが一つ大きな課題となっております。もう一つの課題は、寿クラブに加入をされている方々もいらっしゃいますが、寿クラブにそういったクラブ活動、脳刺激訓練教室を実施しませんかと、そのように働きをかけても、寿クラブ自体が高齢化をしていたり、そのことによって事業が大変だ

というようなことから、なかなか希望の手が挙がってこないというような課題もあります。今後、そういうようなところをどのように解決に導いた中で、大勢の方々にこの症状を知っていただき、そして早期に取り組みを開始していただくかということが大きなテーマになってこようかと思います。

以上、現状、町の取り組み、予防策、早期発見の対応策、課題などについて申し上げます、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 御答弁をいただきました。

施設の部分での見通しもお聞きしたところでありますけれども、介護計画の中でのグループホームでの増床ですとか、あるいは、その後のことまで踏み込んだ形の中で特別養護老人ホームの増床も図りながらということでの対応ということでありました。ぜひ、そういった形で、その面の充実も進めていっていただきたいと思いますけれども、そうしたことにあわせて介護保険料との関係というのにも出てくるのだらうと思います。そうした部分での理解を求めていくというような環境整備というものもあわせて取り組んだ形の中で、進めていっていただきたいなと思っているところであります。その施設の部分は、そういうことなのですけれども、そうだとすると、やはり現実、介護をしていくというのは、その家族でというか、そうした形が中心となっていくのではないかなと想像するところであります。

先ほどの御答弁の中で、現在、本町においては65歳以上の方は、全国の平均的な10%前後という形だという御答弁をいただきましたけれども、その中には私の父も含まれておりまして、特別養護老人ホームでのいろいろなサービスを受けていたり、また、そこでのいろんなボランティア活動をされている方々の協力などを受けながら、本当に大変助けてもらっているところであります。家族としての接し方が、この症状などに影響を与えるということは重々承知をしているつもりでありますけれども、毎日ということの中では、ついつい大きな声を上げてしまったり、本当に同じことを繰り返すという形の中では、無視をしてしまったりということもたびたびあるところでありますけれども、そんな姿を見ているときに、これはそう遠くない時期での自分の姿なのだろうなというふうに思ったときに、自分の気持ちとしても行ったり来たりというようなことが繰り返されているというような現状にあるところであります。

また、この認知症患者の特徴といたしまして、以前ある文献で読んだ記憶があるのですが、より身近な人に対して妄想や暴言などの症状があらわれて、親戚ですとか周りの人に対しては、それなりに取り繕っていくのだというような記事がありました。本当にそうだなと、身にしみたところであります。意外と世間話等は、本当にそれなりに交わせる部分もありまして、周りからは元気だねとか、心配ないねみたいな話をされることがあるのですが、やっぱり現実とはちょっとかけ離れた部分があるのではないかなというふうに感じています。そうした周りとその家族の受けとめ方、介護している人たちの受けとめ方は違うのではないかという形の中で、家族同士ですか、やっぱり介護している方同士の情報交換などの機会がもっとあっていいので

はないかなと思っているところです。それぞれの状況のときに、どのように扱っていったらいいのか、介護していったらいいのか。そうしたことが具体的にわかれば家族としても助かりますし、ケアマネジャーさんなどがいろいろやりとりはしてくれておりますけれども、それとはまた違った形の中でのヒントが得られるのではないかなと思っているところです。いろんな市町村というか、自治体の中では、家族の会的なものを組織いたしまして、活動されているというようなこともよく聞くところでありまして、我が町のこの規模の状況の中では、あるいは先ほど御答弁にあった現況の中におきましては、そういう今きちっとした組織づくりの中で活動が続けていくということが、果たしてできるのか、逆に負担になってしまう部分もあるのかなということも懸念されます。その中で、先ほどいろんな形の中で対応はされている中にありましたように、例えば講演活動の機会などにそれを利用いたしまして、さらに呼びかけを図った中で家族の方、介護している方同士が日々の思いを語り合うような場面を少しずつ設けていくということが現実的な対応なのかなと思っているところです。そんなことが介護する側のその人たちの気持ちの切り替えや心のゆとり、余裕といったようなものにつながり、介護者にとってのケアという部分につながっていけばという、そんな期待を込めて感じているところでありまして、どのようにお考えかお聞きをしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 介護、御本人が一番御苦労が多いのかもしれませんが、その周りの方々もなかなか難しい問題として、どのように対処していったらいいのかということで悩むところも多いのではないかと思います。そういう状況に置かれた御家族の方などが、情報交換をする場といたしまして、例えば特別養護老人ホームなどでそういった家族交流会なども開催をしていたりする場面もございます。しかし、参加者が少なく、なかなか実施にこぎつけられないというようなところもあります。女満別ドリーム苑などでは、デイサービスの利用者の家族会というものを開催しておりましたが、やはり参加者が少ないというような状況もございます。そんな中で、介護講習会などを開催しております。それは、いろいろな団体などに働きかけ、さらには一般の町民にも参加をいただけるような、そんな会として講習会などを実施しております。講習会といいましょうか、講演会といいましょうか、ただ人からお話を聞くだけということではなくて、その後、そこに参加をされた方々同士で意見交換をするような、そんな場面があってもいいのではないかなと、そのようにも考えるところでございます。

介護の話となりますと、父、母、御両親の話などにもなります。そんな中で、今まででいうと、何となく恥ずかしいなというような思いがあったり、また、そういうことを言うことによって家族内の悪口を言っているのではないかと、そんなふうにとられてしまうと嫌だなど、そんなことを考えられる方もいらっしゃるのではないかと思います。そういった偏見といいましょうか、物の見方そのものを、改めて一つの病気なのだと受けとめながら大勢の方に理解をしていただく、そういうことを町とすれば努力をしてやっていかなければならないのではないかなと、そのように思っております。

す。ぜひ、そういう中で相談をしっかりと受けたり、また情報交換の場を私どもが設定をするということに心がけていきたいと、そのように思います。

また、家族の方は毎日接しておりますので、いつもと違う状況については、わかることが多いかと思いますが、周りの方は断片的にしかお会いすることがないという中で、その状況がいつもと違うのかどうなのかということについては、なかなかわからない。また、御本人の自覚というものがなかなかない病気だけに、御本人に対して先ほど言った受診でありますとか、そういうことを勧めても、御本人の理解が得られない、説得に応じてくださらないというような場合もあるのではないかというふうに思っております。いろんな場合、場合によっては状況が違うかもしれませんが、そういったいろんな状況に対してケアマネジャーでありますとか保健師が家族の皆さんと相談を申し上げ、その中で最善の対応策というものを考えていけるようにしなければならないなど、そんなことを担当の部署では常々ディスカッションしているという話もしておりました。そういう中で、何か細かなところでもお気づきの点があれば、細かなうちから役場、相談窓口、地域包括支援センターなどに御相談をいただくということをこれからもPRをしてまいりたいと、そのように思っておりますので、ぜひ、そういう取り組みに対して今後とも御支援をいただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 お互いの協力の中で、少しずつ拾い上げていけるような形の中で取り組んでいただきたいし、また、みずからという思いもしているところであります。

また、もう一点、予防という観点からお聞きをしたいと思いますが、先ほど答弁いただいた中で、生活習慣病の予防など、それに向けての健診などということも、その予防に結びついていくのだという御答弁をいただいた中で、そうしたいろんな分野からの取り組みというのがあるのだなということも改めて感じたところであります。それは、何も高齢者に限ったということではありませんので、私たちも本当に早い時期からそうしたことでの意識づけをしていくということも大切だと、改めて御答弁を聞きながら感じたところでもありました。

最近、私たちの地区、開陽なのですがけれども、開陽とJAとの懇談会、行政でいうとふれあいトーク的なものがあるわけですがけれども、そんな中で続けて話題となっていることが、JAですから当然、経済活動を中心にしていくということなのでありますけれども、今後はJAとしても福祉的な分野に少し取り組みを持っていく必要性があるのではないかと、そんな話が、自分より少し上の年代の方たちが中心になって発言する機会が多いのですけれども、そんなことが続けて話題になっているところでもあります。農産物ばかりの施設をつくらなくて、人への施設もつくってほしいというような、かなり大きな話からのスタートではありましたが、実情といたしましては、仕事に一息ついたという形の中で、それこそ認知症の予防につながるような居場所づくりを求めているという気持ちですとか、かなり経営も大規模化されまして、家族労働力でその経営を行っていくには、本当に限界のような形の中の面積を所有して

いる農家も多くなっているのかなと思います。特に農繁期などにおきましては、高齢者を抱えている家庭にとりましては、その負担軽減につながるような意味での居場所づくりというようなことが気持ちとして含まれているのかなと、やりとりを聞きながら感じているところであります。実際、農協といたしまして、介護施設に参入を図っていったり、また病院などと連携を図りながらその運営に取り組んでいるというところも出てきているところでありますし、JAといたしまして高齢者対策のさまざまなプロジェクトに取り組んでいるという動きも出てきているところであります。やはり、予防の一つといたしまして、お年寄りの生きがいを見つけるということでもありますし、その手助けをしていくということになるのかなと思っています。

先ほど、いろいろな取り組みの中で福祉課サイド、あるいは教育委員会サイド、いろんな形の中でその対応に当たっているというお話もお聞きいたしましたけれども、やっぱり行政のケアだけでは、なかなか今後限界もあるのではないのかなと思っています。先ほど、町長も課題としていろいろな部分を挙げられておりました。今回、たまたま農協の部分について触れましたけれども、可能な団体等の連携の中で、それぞれの得意分野を持ち寄り合って、地域のすき間の部分を埋めていくといえますか、決してすぐにできるとか来年度からやりましようとか、そういう部分ではないかもしれませんが、地域全体で支える体制づくり、充実への取り組みというのが、これはある部分理想的な話かもしれませんが、今後においては鍵になっていくのかなと感じているところでありますけれども、その部分でのお考えもありましたらお聞きをしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 JAさんなどは、戦後すぐから農村地域の医療活動、医療向上に御尽力をいただいてまいりました。また、昨今では、いろんな福祉の分野にも参入をされている、そういうもろもろの活動に行政の側からも敬意を表したいと、そのように思うところでございます。そういった、今でいいますと農業者年金などの関係があって、60歳代の中ほどぐらいで現役を引退し、後継に道を譲っていくという方々が多くなっているように思います。今のその年代の方々というのは、言えばまだまだ元気で、いろいろな楽しみ方、余暇の過ごし方なども知っているわけでもありますけれども、実際に受け皿となっているものが十分地域の中にあるのかというと、なかなかそこまでになっていないというところもあるのではないかと、そのように思います。先ほど、寿クラブの加入者率などがそう高くないというようなお話もいたしました。また、一方では高齢者大学というようなものもありますけれども、こちらもあり加入の状況が全般的に押しなべて皆さんが入学するというような状況になっていないということを考えますと、今言った組織などについて、もう少し行政も一緒になって考えていかなければならない時期に来ているのではないかと。今の世代の方々のニーズに応え切れていない部分があるのではないかと、そのように思います。

先ほど言いました脳刺激訓練教室などで、例えば、どのようなことをやっているかということではいいますと、あるクラブなどは花札をしたりマージャンをしたり、賭博

ということではなくて頭を使う、そういうゲーム性の高いものを取り入れて楽しめと、また脳の訓練を行っているというようなところもあります。また、囲碁ですとか将棋、そういったものも頭を使う一つのものではないか。また、読書や歌といったようなところもあるのではないか。最近、私などが思いますのは、もともとは子供向けに開発をされた体感式のテレビゲームなどというものは、そういった世代の方々に対しても受け入れられるものではないかなと、そのようにも感じているところもあります。そんな中で、新しい楽しみ方というようなものを提供していく、そういう場所づくりというようなものがあるのではないかなと、そのように考えております。ことしだったでしょうか、昨年、ちょっと自信がないのですが、そういう年代の方々の居場所づくりというようなことを町政執行方針の中に書かせていただいたことがございましたけれども、そういう中で新しい世代の方々のニーズを取り入れた組織化というようなものを考えていく、そのことが先ほど言った予防などにもつながっていくのではないかなと、そのように感じているところであります。

1つ、今、豊住地区で総合的スポーツクラブというものを実施しております。本格的なスポーツもありますけれども、軽スポーツ、中にはゲームなども取り入れて地域の方々に呼びかけをし、子供から高齢者の方まで参加をいただいて、いろいろな取り組みを年間通じて行うというものでございます。そんな中で、先日は地域のマージャン大会をやってみようというような催し物もありました。中にはソフトテニスでありますとかインディアカだとか、新しい形のスポーツなども取り入れて、いろんな方々が実施できるような、そんな取り組みもしておりました。そういったものが、今後こういった世代の方々の取り組みの一つのヒントになるのではないかと、そんなことも考えたところであります。この世代の方々のニーズに合った、その取り組みというのはどういうものか。そういうところに今後、大胆に取り組む、そういう姿勢をもって臨んでいきたいと、そのように思っておりますので、今後もそういう視点から御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 いろいろな角度から御答弁をいただきました。質問がなかなか焦点を絞り切れなくて、漠然としてしまった部分もありましたので、自分で通告をしながら、これは一般質問になじむのかなという思いも正直ありました。しかし、自分の思いといたしまして、一番最初に述べたような暗い中で立っていたおばあちゃんの姿ですとか、あるいは、本当に身近なところで火災が発生いたしまして、1人老人の方が亡くなってしまうということも目の当たりにしました。直前にいろいろ相談を受けていた、そんなやさきの出来事でもありましたので、自分自身、本当に悔しい思いをいたしました。また、今の時代、何々詐欺というのも横行しておりまして、ある報道の中で認知症の家庭の人が狙われまして、大きな被害を受けたというような特集報道等もありました。そんなもろもろのことを通した中で、改めて現状というものをより理解して、把握をして対応していくということの重要性を、これは自分への自戒という意味も込めてですけれども、感じた年でもありました。自分もこれから、まだまだ長生きをし

ていきたいと思っておりますし、今50歳ちょっとということでもありますので、もう倍ぐらい生きたいという思いはありますけれども、当然のことですけれども、この長寿社会、本当に喜ばしいことだ。言うまでもないことですけれども、そういう当たり前の前提の中で、今回は認知症に関する部分でお聞きをいたしましたけれども、これを含めていろんなことが右肩上がりになっていくというのも現実なのだろうと思っていて、いるところであります。これを解決できるというものはないというような中で、すぐに解決できるという、そんな大胆な方策はないという形の中で、少しずつ網かけを広げていながら、この右肩上がりとなってくようなラインに対して対応していく、あるいは上回る、待ち構えていくというような気持ちの中で取り組んでいく。そんな当たり前のことなのですけれども、そんな当たり前のことを通してあったか福祉のまちづくり、そうしたことの実現に結びついていくということを信じて、私の質問を終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 よく高齢者の皆さんにお話をすると、高齢社会、高齢化社会という言葉、私は決してマイナスのイメージで捉えてはいない。何かそれが悪いことのような言い方をされるときがあるかと思いますが、それは大勢の方々が長生きできる、そういう時代が変わってきたということで、そちら側から見ると、これは喜ばしいことだ。しかし、社会の仕組みが、まだそういった社会構造の中に十分適応していないところ、そちらの側が課題ではないかと、そんなことをお話をさせていただいております。高齢の方々が元気で地域の中で暮らしていける、そんな地域社会をつくるということが、今の時代の一つの大きなニーズになっているのではないかなと思います。ますますそういった要望といいましょうか、必要性というものは多岐にわたってふえてくるものと、そのように思っております。今までは、福祉というのは行政や、言えば社会福祉協議会のような、さらには福祉会のような、そういうところが担うべきものというふうに、何か決められていたように思いますけれども、先ほど近藤議員からお話がありました、私どもの地域の中にはJAという大きな組織もあります。また、そこの所属の方々が、将来どのように過ごされていくかということについても、大きな関心事になってこようかと思います。そういうところとも、これからは力を合わせて地域のそういった高齢化社会に対応する仕組みづくり、また制度づくり、施設づくりというようなものに取り組んでいかなければならないのだなど、改めて感じたところでございます。そういったもろもろの方々などにも御指導いただきながら、これからの地域の福祉というものについて努力をしてみたい、そのように思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 これにて近藤哲雄議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11 時 55 分
再開 午後 1 時 00 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5、一般質問を続けます。

次に、4 番、松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 それでは、平成 24 年第 4 回大空町議会定例会において、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

さて、小泉政権が掲げた官から民へのスローガンのもとで導入された指定管理者制度ですが、この制度は公共サービスの質を高めるとともに、管理費用を低く抑える、そういう狙いのもとですが、その反面、両立の難しさもあって、指定管理者が辞したり事業者が破産するなどの数多くの問題が浮き彫りになってきたところです。全国的に見ても、2009 年 4 月時点で全国で 7 万 2 2 件の施設で導入され、うち約 2 万の施設で民間企業を指定しています。一方、指定の取り消し、あるいは期間満了による指定の取りやめをする企業が、合わせて 2, 100 件に上がっているところです。そんな事情を踏まえて、そこで 2010 年 12 月 28 日、総務省の指定管理者制度の運用についての通知が各自治体の首長、議長宛てに文書が発送されました。趣旨は、指定管理者制度は単なる価格競争ではなく、公共サービスの質の向上が目的であることが強調されています。今、多くの自治体で試行錯誤の中で、第 2 期目に向かって更新ラッシュを迎えています。当然、大空町においても、平成 18 年 9 月 1 日から制度が導入され、現在 19 の公の施設のうち 15 の施設で導入されています。

そこで、大空町の指定管理者制度の実態を踏まえながら、指定管理者制度の適正化に向けて質問したいと思います。小項目 1 点目、大空町において指定管理者制度導入に求められる良質のサービス提供、効率的な管理運営及び地域との連帯と協働による地域活性化の貢献における効果について伺います。小項目 2 点目、特に制度で重視されることとして、制度の有効性、効率性、そして透明性や公開性、公平性、平等性がよくうたわれますけれども、そのような観点から公募、選定過程について伺います。小項目 3 点目、これまで定例会において各同僚議員のほうから指定管理者制度のモニタリング、評価ということが何人かの議員の方からも指摘がありました。たしか平成 20 年、そのときの町長答弁の中で、今後どういう形がいいのか、評価を検証する機会を積極的につくっていきたいという答弁もいただいております。そこで、きょうに至るまでのモニタリング、評価の取り組みについて伺いたいと思います。

以上、1 回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 松田議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

指定管理者制度は、公の施設を法人、その他の団体などを指定して、その管理を行わせることができるという制度で、平成 15 年 9 月から施行され、本町でもその制度

化に取り組んできたものでございます。基本的な概念は、多様化する住民ニーズに対して効果的、効率的にサービスを提供するということ。また、民間の能力を活用して、公的にはなかなかし得ない住民サービスを行う、そういったサービスの向上を目的としたりもしております。また、経費の節減等を図るというようなことも目的としているわけであります。しかしながら、受け手となる法人でありますとか民間の事業所、団体などが限られている大空町の状況では、経費の節減というものはそう多くは望まれないのではないかと、過去にも答弁をしておりました。また、既に業務委託というような形で実施をしている公の施設などもございましたので、そういったものを指定管理者制度に移していくという中においても、経費の節減というものはそう多く望めないと、そのようにお話をさせていただいたと思います。

この制度がスタートいたしまして、公の施設というのはこの指定管理者制度にするか、もしくは町が直営で運営をするか、いずれかを選択しなければならないこととなりました。その中で条例を制定し、議会の議決を経て指定管理者制度というものは運用されていくことになります。本町におきましても、平成18年度から制度導入に向けて取り組みを始め、平成18年9月に3施設を指名して指定管理者に委託をしたという状況でございます。また、翌年の平成19年4月からは公募という形で5施設、指名という形で2施設を指定してまいりました。そのように順次導入を図ってきたところでございます。現在、全部で16施設、指定管理者制度となっております。そのうち9施設は、更新をしたという状況でございます。この中での効果でありますけれども、民間ならではの工夫をしながら経費の節減を図っている部分もありますし、町民の方々のニーズにお応えするような、そんな取り組みを迅速にとり行うというようなことから、効果として上がっているものもあろうかと思います。

次に、公募と選定の考え方でありまして、公募、選定に当たっては、指針を町として規定してございます。その中で、指定管理者選定委員会というものを置いて議論してございます。その指定管理者選定委員会は、副町長、また直接施設を担当する以外の課長職などで組織をしておまして、公募、指名の審議でありますとか、募集の要項、業務仕様書の確認、適合性の審査というものをすることとしております。また、この指定管理者選定委員会には、施設利用に係る関係機関や団体から2名の参加をいただいております。そんな中で、指定業者への意見聴取なども行いながら選定作業を行うというような状況になってございます。選定作業については以上のとおりでございますが、指定管理業務の監視、また確認と記録、評価、さらには検証を行うという、いわゆるモニタリング作業については制度、方式など、まだまだ構築できていないところでございます。現在は、更新時の選定作業において実績などを確認する作業となっておりますけれども、本来は適時、毎年度、また指定期間などにおいて確認、評価、検証などを実施していくことが適切であると、そのように考えているところであります。

また、その評価といいましょうか、その方法でありますけれども、事業者みずからが評価をしていくということも大切でありますし、町として監視体制や確認、そして評価、検証の仕組みをつくって、町として検証することも必要であります。さらに、外部の意見、また視点などを取り入れて評価、検証をしていくというようなことも必

要ではないかと過去にも答弁をしておりますけれども、こういったものについて十分でき上がっていない状況にあります。今回、一般質問を受けるに当たり、これらについて早急に整備をするよう指示をしたところでもございます。今後もこういう指定管理者制度を運営していく中では、いろいろな課題点なども含めて見直しをしていかなければならないものと考えてございます。そういうことをしながら、この制度というものを成熟したものにしていかなければならないと考えてございますので、今後とも御指導を賜りますようお願いを申し上げたいと、そのように思います。

以上申し上げまして、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 指定管理者制度、この制度は大きな波及効果としては、やっぱりその町の行政改革。そういう意味と、それから、よく町長のお話の中で出てくる町民との協働、参画。ある意味そこら辺、この2つに当たる大きな波及効果はあるのだろうと。それだけに大事にしなければいけない制度でもあるのかなと、私は思っています。そして、当初、この指定管理者制度の導入のころ、一般的には、とにかく経費削減、コスト削減と、それがもう指定管理者制度の本来の目的みたいなようなお話というか、そういう流れもいつときありました。ただ、私はここにきて思うのですけれども、先ほど町長の答弁の中に、本町においてコストというのはなかなか下がりにくいと、限られた人口、そういういろんな環境の中で。私もそう思っています。先ほど冒頭で説明申し上げましたように、やっぱり私はこの指定管理者制度は、いかにサービスを提供できるのかと、そこにウエートがかかってくる。今後とも、そこにウエートがかかってくるのだろうと理解しています。ただ、そこで考えなければいけないのは、今、これまでにやっていって、ある一定のレベルのサービスを提供している施設においては、これから多少なりともコストを削減していくという考え方がどうなのか。それと、もう一つは、ある程度のコストをかけてでも、維持してでもサービスを積極的に展開する施設と。そのすみ分けというのが問われるのではないかと。全てがサービスの向上になれば一番いいのですけれども、なかなかそういかないというのも実態だろうと思います。そのためには、今まで取り組んでいる施設の求めているところ、コンセプト、そこをしっかりとしなければいけないのではないかと私は思うのですけれども。町長、私はこう思うのだけれども、どうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私も全くそのとおりだというふうに感じます。町として施設を整備してまいりました。いろんなタイプの施設があろうかと思います。そんな中では、コストをなるべく下げていくことに重点を置いていったほうがいい施設、さらには、その成長といいましょうか、伸び代、そういうものを求めてプラスの効果をより発現できるように努力をしなければならない施設というものがあろうかというふうに思います。そんなような中で施設、これは管理だけではなくて、整備も同じようなことが言えるので

はないかと思っております。そういう中で、ただ、今の施設を漫然と維持していただくでいいのか。新しい利用者の方々のニーズに応じて整備もし、さらに、そういう合った管理を施していくのかということというのは大変大切なことではないかと、そのように感じております。松田議員の考え方に、私も全くそのとおりだというふうに感じております。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 説明をいただいたのですけれども、それでは、先ほど私は失礼しました。今現在、指定管理者制度をやっている公の施設は15と言って、1つ数字の違いがありましたけれども、そこはちょっと訂正をさせていただきます。

それで、残った施設。例えば、東藻琴の焼き場、あるいは町営牧野だとか、残された公の施設。これについては今後どういうふうにお考えか、ちょっと考えを聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 住吉牧野につきましては、指定管理者制度ということを念頭に置きながら、ここ数年検討してまいりました。しかし、先ほど私どもの地域の特質のようなことで申しましたように、地域の中に受け皿となるそういう法人、民間、団体など限られているという中であっては、その牧野の経営を指定管理者制度で受けるというところが、なかなかあらわれてこない。それは、一つには年間を通じて運営をしていけるというような施設ではないということがあるのかなと、そのように思っております。そういうことから考えますと、当面、住吉牧野については直営の扱いということで進めていかなければならない、そのように思っております。

また、火葬場につきましても、町として必要な施設として運営しておりますけれども、この稼働というものについては、例えば週に1回休みで月曜日から土曜日まで開館をしていると、そういう類いの施設ではございません。その必要があったときに開館をして、1年365日の中で必要とされるときに必要な時間帯だけ運用すると、そういうような施設になっております。そんな中では、指定管理者制度ということでお任せをするというのは、なかなか難しい側面があるのではないかとことを考えておりまして、これについても直営、実質的な業務委託ということで対処をしていきたいというふうに考えているところでございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 指定管理者制度についての取り組み、これからも含めて概略的なことを聞かせていただきましたけれども、それでは、続いてちょっと具体的な部分に触れたいと思うのですけれども。先ほども申しましたように総務省のほうからいろいろ問題提起があった中で、選定過程の不透明さという、そういうところも指摘されたかのよう

に理解しているのですけれども。小項目2点目のこの公募と選定過程についてですけれども、私は、まず2つほど最初に聞かせていただきたいのですけれども。この公募から選定、決定までの間に、おおむね大体うちは1カ月ぐらいの期間の中で、あるかなしかな中でおさまっているのではないかと思います。では、公募の意味合いからする平等ということを考えたときに、いろんな各団体が来て、たくさんの方、当事者の中で選ばれるのが一番いいのしょうけれども。そうしたときに、この1カ月の間に新たに参入しようと思ったときに、どうなのでしょう。この1カ月で時間が確保されているのか、されるものなのかということ、私は非常に理解に苦しむところがあるのです。

それと、もう一つ、選定基準のあり方なのですけれども、いろいろと資料を見させていただきました。この選定基準、これについても、いかにして透明性を図るか、知ってもらうか、これが重要だと私は思っています。この選定基準のあり方なのですけれども、非常に文言、評価項目が抽象的です。どうも私は、これで評価できるのかどうなのか。そして、これを周りの町民の方が理解してくれるのかどうなのか。私は、より具体的に数値目標を設定すべきと思っています。そして、現在、今うちの町でも評価の中では、総合点数制をとっていらっしゃる。その点数制の配分を見たときに、全て項目が一律なのです。私は、施設によって問われる目的が違う場合、おのおのの役割が違う場合、この一律というのがどうも理解できないのです。この施設は何を求めている、何をこれから必要とされるのかということを考えたときに、配分点は変えるべきではないかと。一律に5ではなくて、その配分点は変えるべきと理解してもらうべきでないかと思うのですけれども、まず、この2つ、ちょっと聞きたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私は、この指定管理者制度、民間の方々、団体なども含めて、何年間かの管理をお願いして、町として、収入がどんどん上がっているものについては、場合によって指定管理料というものが発生しないような場合もありますけれども、私どものような町が持っている施設などについては、ほとんどの場合、町が何がしかの指定管理料というものを支払うということになっておりまして、その指定管理者選定委員会なども先ほど言ったようにあるということでもあります。ある意味、業者の皆さんをふるいにかけて、そこだということで決めるということでございます。そういった視点から考えますと、私は入札の制度と類似するような、そういうところもあるのではないかと、そのように思っております。

そんな中で、この指定管理者選定委員会、先ほども言いましたように私などがそこに入るということではなく、副町長以下の、また施設を直接管理しない課長職などが構成員となって選定をするということになっております。そんなことからいいますと、参入をしていこうという立場の業者の方々については、当然、指定管理期間というものは前もってわかっているわけにありますから、いつのところから新規に募集がされるという中にあっては、そういう参入努力というようなものというのは、一般的に言

ったときには、あってしかるべきではないかというふうにも思っております。そういうことでありますので、1カ月という期間、どうであるかということも、もちろん議論の対象にはなろうかと思えますけれども、参入をされる、もしくは何年間かやってみたけれども、そこから撤退を今度はするぞというようなことにつきましては、それぞれ業者の皆さん方、事前にいろんな御検討をされて判断をされてきているものと、そのように感じているところでございます。

また、今言われました選定の基準、数値目標、配分のあり方などについては、担当のほうから今の仕組みがどのような経過といえるでしょうか、意味合いからなっているか、どのようなことで今の基準を決めているかということなどについては、担当のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

◇議 長 山本総務課参事。

◇総務課参事 補足をさせていただきます。町長のほうからも説明しましたけれども、選定基準のほうの内容でございますが、御質問のありました評価の項目などにつきましても御説明したいと思います。

この選定にかかわりましては、平成18年5月に策定しました「大空町公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針」というものを設けてございます。この指針も平成18年5月に策定をしましたけれども、平成21年8月に改定しております。また、平成22年11月にも改定をしております。この改定につきましては、当然、初めて町としても導入する施設である、また制度でもあると。また、これは本町だけではなく、全国的にいろんな形で導入されたということから、さまざまなケースを見据えて、各地の状況を踏まえながら見直しをしてきているものでございます。

先ほど御指摘がありました評価の項目でございますが、松田議員からの御指摘のとおり、実際につきましては審査委員会の中で審査項目及び配点を定めさせていただいております。先ほど出てきた中では、5項目ほどに応じまして各配点をさせていただいております。ただ、これにつきましては、公の施設を一律という形で考えておりますということが現状でございます。松田議員から御指摘のありましたとおり、やはり利用目的、それから利用サービスの目的、町長が申しましたコストと、やはりサービスの提供というものも配分的に考えなければいけないのではないかとことを考えますと、今、御指摘がありましたとおり施設ごとの配分の見直し。当然、今、9施設が新たに更新をしたわけでございますので、それらにかかわりますいろんな評価を踏まえた中では、そういうふうに配分点の改正も必要な部分として、これから検討が必要ではないかというように考えてございます。

また、透明性という形で申しますと、こちらの今、選定委員は副町長を初め12名で持っております。当然、担当になる施設を持っている課長については、外させていただいていると。これは、当然どういうことかという、やはり役所内でも公の目線を持った者で、その所管課以外のところから出て、それを審査すると。審査につきましても、点数表でもって各委員が個々に点数を定め評価をして、それを集計して選定委員の中で検討しております。

また、先ほど町長が申しましたが、一般の町民の利用団体、その施設にかかわります利用団体の方々から2名の方にも参加をしていただいて、審査委員会の中で各課及び業者からの聞き取りも一緒にさせていただいております。そんな意味では、より役所だけではなく、一般の利用される方からの意見も取り入れたいということから、このような方式を選んでいるわけでございます。

しかしながら、いろんな情報提供については、まだまだこれからしなければならない部分だと思いますし、当然、大きな中では今回のようないろんな、既に更新がされていることから、いろんな施設については、やはり情報提供をする。松田議員から御指摘があったとおり、町民と連携をして、やはり、よりよい施設にするためには、それらの情報を出し、そして、それを受けて審査委員会の内容、それから先ほど申しました指針につきましても、まだまだ改善の余地があると思いますので、これからいろんな形で検討させていただきたいと思いますし、また議会の皆様からも御意見をいただければと思っております。

以上です。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは、質問をちょっと変えたいと思います。

もう2点ほど、ちょっと確認したいのですけれども。過程の中に選定期間、3年、それから3年から5年、いろいろあるのでしょうか。そして、これについては、今説明がありましたように、町の持っている指針の中でいろいろ明記されています。3年については、町長の答弁にもあったように管理が主体となれば3年、これは目安ですけれども。あとは、今後の事業展開、それを望むのであればやっぱり5年だと。その他公益法人がやるとき、引き続き契約をするときは4年というような、そういう項目がありますけれども、では、実際、今うちが指定管理者制度を受けているときに、この施設を見たときに、果たしてそれが整合性があるのかなと思うのです。例えば、施設名を出しますけれども、ひがしもこと乳酪館、それから東藻琴芝桜公園。これについては、たしか3年ですよね。私などは、ここはやっぱり長期的スパンを見たときに、自主事業というか、事業の継続というよりか、そこが問われるような気がするのですけれども、そこら辺の判断はどうなのでしょう。

それと、もう一つ。人件費ですけれども、今、指定管理者制度が進む中で、よく官製ワーキングプアという言葉が出てきています。これは、コストを下げれば下げれば、そのしわ寄せが人件費にダイレクトに行ってしまうと、非常にそこにしわ寄せが行っていると、そういう実態。そうであれば、やっぱり継続と考えてみれば、ある程度の人件費は確保しなければいけないと、私なんかは思っているのです。それで、人件費の算定基準というのが、もしあるのであれば、どういう算定基準を持っているのか、その根拠というものもあわせて、ちょっとお聞きしたいと思います。

◇議 長 今、松田議員に言いますけれども、質問の中で一つ一つ解決していきたいと思しますので、先にありました東藻琴芝桜公園とひがしもこと乳酪館の関係をとりあ

えず話しして答弁してもらって、その後人件費のほう入りたいと思います。いいですか。

◇**松田議員** はい。

◇**議 長** そうことのほうがわかりやすいのでないかなと思います。
山本総務課参事。

◇**総務課参事** 今、2つの施設の指定期間にかかわることが御質問にありましたので、お答えしたいと思います。

松田議員がおっしゃるとおり指針の中には、指定の期間につきましては、管理内容が維持管理か施設管理の中心業務となる施設については、3年程度の期間と。また、人的サービスや事業規約など、実施事業の成果を検証するために一定の期間を要するような施設については、5年程度の期間ということを設けています。また、現に公益法人等に管理の委託を行っている施設については、引き続き指定管理者として指定する場合については、4年程度の期間というふうになっています。これ以上につきましては、別途定める期間という形になっております。今、申しましたとおり、ひがしもこと乳酪館、東藻琴芝桜公園につきましては、やはり公募ではなく指名という形にさせていただいております。指定管理者制度の中では、やはり同じような施設を、こういう利用ができるということについては、限られた業者でなければ、ノウハウを持った人間でなければ、なかなか管理ができないということで、指定という形を踏まえて指定管理者選定委員会の中では、3年間という形で決定をするということで提出をさせていただきました。これらの指定期間につきましても、いろんな形で実際の運営、それから全く今までノウハウのない業者がやる場合だとかということも加味しまして、指定管理者選定委員会の中ではいろいろ議論があった中では、やはり指名という形で3年というのが適切ではないかという意見がまとまったということで、今の結果になっているということを御理解願いたいと思います。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 今、担当から言いましたのは、基準としての考え方でございます。そのほか人的サービスや事業企画、自主事業などを展開して行っていく。まさに、ひがしもこと乳酪館だとか東藻琴芝桜公園というのは、ここでいうところの5年というものに該当しそうだ。今は指名で当初したという中にあっては、3年というようなことにしましたというところがあります。ただ、実際には、私ども指名をした中にあって、今現在、指定管理者として運営しておりますのは、町が出資をしております株式会社であったり財団法人であったりという形になっております。そんな中では、5年というスパン、基準としてあるのですけれども、これからどんどんやっていって延びていく可能性を秘めている中においては、その中でプラスの要素を出していこうという部分もあるのですけれども、逆に受ける側としての不安材料もあるというのは現実かと思い

ます。例えば、どんどんと今の状況の中で観光客が減ってきている中で、一定額でもって5年間というよりは、短いスパンでそのあたりの見直しを図っていくことのほうがいいのではないか。そういうような側面もありますので、そういう判断材料も加味しながら指定管理者選定委員会の中では、その年限というものを決めてきているように聞いてございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 指定期間のことについてですけれども、意図することはわかります。長いスパンの中で、これから経費一つをとっても流動的な部分があるので、長いスパンの部分ではちょっと不安があるという話でした。そして、私はそうであれば、こういう考え方もできるのではないかと思うのです。これは、私の所属している総務文教厚生常任委員会の中でも、ちょっと私は言わせてもらったのですけれども。確かに教育の部分については、施設としては維持管理が中心になっている部分があります。図書館にしてもB&G海洋センターにしても、そうなのでしょう。ただ、私は図書館にしても、私なりの目で見たときに、自主事業でいろんな展開を工夫して、管理業務もさることながら、いろんな展開しているな。これをうまくもっと続けてもらえたらいいなと思う部分があるのです。ここは3年なのですけれども。もし、その流動的なコストが発生するのであれば、リスク分担の中できちっとそこは明言して、変動があって、光熱水費がかかってしまいましたよとか云々だとか、そういう部分はリスク分担の中できちっと明示して事業展開を優先させるのも一つの方法だとは思いますが、どうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今、松田議員の言われましたような、ある程度の許容範囲の中でリスクを単に指定管理者だけに負わせるということではなく、町側も負担をするというような仕組みについては協定として持っております。先ほど特に言いましたのは、ひがしもこと乳酪館であっても東藻琴芝桜公園であっても、一方で管理する、今言った図書館やB&G海洋センターなどと典型的に違うのは、収入がかなりの部分ある、売り上げがあるということであります。図書館などいろんな事業をやっていますけれども、燃料費が高騰して、例えば灯油が当初のものから3割も4割も上がった、電気代も上がった、例えばそういうようなことの中でのリスク分担というのは、もちろん一方に押しつけるということではないということを持っておりますけれども、先ほど言った施設などについては売り上げが、例えば激減をする、そういうような可能性もあります。現に東藻琴芝桜公園のことでいいますと、入場者数、入園料などの収入額というのは毎年変動しておりまして、例えば平成23年度などは震災の影響なども受けて入園者数が減ったというような状況もあると。そういう中において、さらに加味しなければならぬ部分もあるというような意味合いであるということで御理解を賜りたいなというふうに思います。今時点でも、いろんな要因で、例えば車を運行するようなこと

を主としている除雪もしくは道路の維持管理などにおいて、例えばガソリン代などが長期的に高騰をしたというような場合だとか、いろんな想定の中にかかる経費の部分についてのリスク分担ということについては規定として持っているようでございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 いろいろ、その施設の持っている意味、役割からも含めて、いろんな設定の仕方があるということは、私は今、改めて再確認したのですけれども、やはり、指針の中の最後の項目であるように、これががんじがらめではないのだということで理解していいですね。これから、いろいろな事業展開については、そこは臨機応変に対応するということで理解させていただきたいと思います。

それと、もう一つ。人件費ですけれども、先ほど申しわけありません、質問の仕方が複雑化して申しわけないのですけれども。この指定管理者制度、まずコストを下げる、そこがダイレクトに人件費に行ってしまう。そういう風潮がありました。今もあるのかもしれない。しかしながら、安定した施設管理の継続ということを考えたときには、やっぱり優秀な人材を確保しなければいけないという部分も出てくるでしょう。長く続けてもらうためにも、それ相当の対価を払わなければいけないのだろうと私は思います。人件費の算定基準、また根拠についてちょっと伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 当初から御答弁でも申し上げておりましたように、私どもの町では、そう多くのコスト削減にはつながらないという話をしておりました。一番コスト、金額だけで見て削減になっているのは、今まで全くの正職員で対応していたものを指定管理者制度というような形で置きかわったというような部分については、町の職員の人件費相当分が削減されるというようなところで比較すると、コスト削減になっているものもあるかと思います。例えば、今、民間にお願いをしている東藻琴の診療所などについては、最も多かった時代にあっては、これは大空町になってからでありますけれども、職員としまして医師、さらにはそのほかに事務職員として3名配置をしていた時期もありますが、現在は、医師は当然引き続きおりますけれども、それ以外の職員については指定管理者制度にしたということで引き揚げたということで、その部分まで比較するとコストダウンになっているというところはあるかと思いますが、業務委託をしていたものを指定管理者制度にするということによって、逆にその事務費の部分を想定したりするというような中で、若干上がったというような施設もあるのも事実でございます。そんな中で、私が思っております人件費の考え方でありますけれども、委託をする、指定管理者制度に出すという中にあっては、給料そのものの、賃金そのものの、例えば物価上昇率でありますとか、そのほかのいろんな民間企業などの給与改定などがあって、そことあわせて賃金を改定していくというようなものというのは、考え方の中に当然入ってきてしかるべきだというふうに思いますが、正直申

し上げて、定期昇給というような考え方は、その委託業務の中には入っていないというのが現実でございます。ことし、例えば、この業務を行うのに人件費が10万円かかるといったものが、来年同じ方が同じ業務をやって、定期昇給があって11万円で算定をするかということになると、その考え方はこの委託料という中にあるのは、指定管理者制度であっても業務委託であっても持ち得ていないというのが現実でございます。

また、その基準となる人件費はどこにベースを置いているかといいますと、町の臨時職員や嘱託職員、さらには北海道の基準など、そういうもろもろの、いろんな人件費の算定基準というものがあります。例えば、そういったものを持ち込んで計算をしているというのが、今時点の現実でございます。例えば、車両の運転手であれば1万円、看護師、保健師であれば8,600円とか、日額の単価基準というようなものを、今、町として持って予算編成に当たっております。そういったものがベースになってきているというのが現実でございます。ただ、算定をしていく中で、先ほど言ったように諸経費でありますとか事務費でありますとか、そういったものも当然加味しておりますし、そういった人件費のラインというのはそこで引いておりますけれども、必ずしもそれが最低ラインの賃金ということではございません。ですので、例えば、この業務をやるのに、私どもは1万円掛ける10人工で10万円ですということをお願いをします。しかし、請け負った現場では、中には熟練の度合いなどから8,000円の方もいれば1万2,000円の方もいるということだろうというふうに思っております。私どもは、決してそのときに一番下の8,000円の算定で出しているということではありませぬので、その中の裁量は指定管理者の皆さん方に持たせてまいりましょうか、お願いをしております。そんな中で受けられた方々が、その熟練度合いでありますとか勤務経験の年数だとか、そういう中であって昇給みたいなものを設定をしていくというやり方があるのではないかと、そんなふうに考えております。また、3年なり5年なり4年なりという期限がありますけれども、その中で改めてそういった金額の再算定、先ほど言った改定などについても、そこで判断をさせていただくということでもあります。あわせて、今、今年度予算編成などに合わせて町の嘱託職員の賃金体系の見直しというところでも指示をしているところでございます。そういったものが、今後基準となって指定管理料というところにも影響が出てくる。これは、基本的に上がるという意味で、そういうふうに考えておりますので、そういった中で、今、社会的に問題になっていることでもございますので、町として出している指定管理者制度の根源の中に、決してそのことを助長するような、悪影響を助長するような考え方を持ち込まないようにしていきたいというふうに考えているところでございますので、今後ともまた御指摘などをいただければありがたいというふうに思います。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 今の説明を聞いて、当町においては、指定管理者制度においては最低基準のガイドラインはできているのだろうと、私はそういうふうに理解させていただきました。

続いて、3項目めのモニタリングと評価の取り組み、これについてなのですが、私も町長、これから指示を出したというところで答弁をいただきましたけれども、私は遅いと思います。指定管理者制度、このものは私も思うのですが、やっぱり評価、検証をしっかりとやらないと、指定管理者制度なんかうまくいきこないのだと。今ここに及んで、私つくづく感じております。だからこそ、やっぱりこのモニタリング、評価、これは第三者を入れて、含めてで申し上げているのですが、ここはしっかりとやらなければ、今後ともやっていかなければいけないと考えているところなのですが、では、今までにおいて、ちょっとお考えを聞きたいのですが。年度ごとに事業報告書の中で所轄、行政内部、それから指定管理者の中で多分検証をやっておられるのでしょうか。そこで、受け手側によっては非常に目標に、どうもコスト的にも収入的にも目標設定に至らないと。こういう部分については、どのように協議をされて問題解決に当たっていらっしゃったのか、今まで。そういう問題が起きたときには、どのように対応されていたのでしょうか。例えば、ちょっと例を挙げさせていただきます。去年からもよく話題に、朝日ヶ丘公園パークゴルフ場のことが出てきます。説明の中で、利用者も落ちている、それから芝の管理云々、天候、気象条件云々、その他もあって、非常に難しいと。この部分では、なかなか苦戦しているのだというお話を聞くことがあります。では、具体的にこれについてはどのように対応をしていたのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 モニタリングの関係につきましては、先ほどの指定管理者選定委員会などに考え方として任せていた部分がありますけれども、それではなかなか機能しないということで指示を出しましたが、おくられているということでおわびを申し上げたいと思います。平成24年度の実績などについては、新しい制度といいましょうか、仕組みの中で、先ほど言った監視、確認と記録、評価、検証ができるような、そんな仕組みづくりをこの場でお約束をさせていただきたいと、そのように思います。

また、具体的な例といたしまして、朝日ヶ丘公園のことなどについてもお尋ねをいただきました。これに対処する私どもと、また指定管理者側との対応の状況でありますけれども、平成24年度の利用実績が出ておりますけれども、大変大きな減少となっております。この関係につきましては、指定を更新させていただいた折にもさまざまな御意見をいただきました。その中で、御意見を謙虚に受けとめさせていただき、対処したいというふうに考えてございます。減少に至った理由などにつきましては、私どもといたしまして、利用者と指定管理者との間において数々のトラブルなども平成22年度、平成23年度にあったということでもあります。決して、このことについて指定管理者にそのまま責任を押しつけるということではなく、町も一人の当事者としてその問題解決に入ってきたところでありまして、また業者も真摯にそういったことに対し反省をしながら問題解決に対応していた部分もあろうというふうに判断をいたしております。そんなことから、平成24年度につきましては、過去にあったような苦情、トラブルなどというものは寄せられていない現状にございます。

もう一点は、私どもはグリーンの状況が非常に環境が悪くなったというふうに判断をしております。地質が従来から粘土質と言われておりましたけれども、そういったことも相まって芝が十分に繁茂せず、プレーをされる方々の要望に応えられるような、そういう施設になっていなかったというような反省点もございます。そんなことから、平成24年度、芝の張りかえというようなことで町として整備をさせていただいた部分もございます。今後も一遍に全てできるわけではありませんので、計画的にこのグリーンの整備というものについて取り組んでいきたいと、そのように思っております。

また、平成24年度は女満別パークゴルフ協会が解散をされたということで、定期的開催をしておりました大会がなくなり、またそれに伴い、その大会のための練習をするプレーヤーという方も減少したということも要因としてあるというふうにも受けとめております。こんなことから、平成25年度の協会の立ち上げについても単に愛好者の皆さんにお任せするというのではなく、スポーツ振興の意味合いからも、町もその協会の立ち上げに関与しながら努力をしていきたいと、そんなことを考えているところでございます。いろいろな評価、課題などが出てくるわけでありますけれども、単に指定管理者に任せただけで、そちらの問題だということではなくて、町もできることはしっかりと行う。そして、施設利用に当たっての効果を発現させていくということをしていかなければならないと思っております。そのため、指定管理者制度で委託をいたしましても、一緒になって今言った問題など、そのほか施設管理をするさまざまな問題などについて一緒になって解決の努力をしていきたいと思っております。そういったことが地域の中における、そういう指定管理者制度を受ける業者の皆さん方の育成にもつながっていくことではないかと、そのように判断をしているところであります。

具体的な箇所についてのことでございましたので、その部分については今そのように考え、対処しようということで行っているところでございます。どうぞ御理解を賜りたいと思っております。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 これでは最後にしたいと思うのですが、先ほど結論を言ってしまったのですけれども、指定管理者制度をよくするのも悪くするのも評価制度ということをおっしゃっていただきました。そんな中で、再度念を押すわけではないのですけれども、やはり、このセルフモニタリング、それから行政内部のモニタリング、両者のモニタリング、第三者を得てのモニタリング、ここはきちっと早期に、答弁はいただいておりますけれども、確立していただきたい。同時に、これをホームページなど、透明性を持って情報発信、評価を町民の皆さん方に発信するのだということも同時に考えなければいけないだろうし、考えていただきたいと思っております。

また、行政を担当している職員についても、評価、モニタリングにかかわることによって……。今までもかかわってきました。それは理解していますけれども、やっぱり民間のノウハウのよさというものをしっかりと、表現が適当ではないのですけれども、

民間に任せ切りというわけではなく、民間のいいところをしっかりと評価、検証の中に加わってもらって、職員の施策のスキルアップにつなげてほしいなということを願って、私の質問を終わらせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まことに御指摘をいただきまして、ありがとうございます。私どもの至らぬ点について御指摘をいただいたものと、そのように思います。

先ほど申しましたけれども、指定管理者制度におけるモニタリングという仕組みについて、平成24年度の実績がどうであったかということ表現できるような時期までに整備をしながら、皆さんに公表してまいりたいと、そのように思います。今後とも御指導、また御指摘をいただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、一般質問を続けます。
次に、5番、齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇齋藤議員 本年も残りわずかになりましたが、来年こそは何事にも前向きに、平穩無事を願うところであります。

平成24年第4回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。大項目として、2点について質問させていただきます。

1点目、豊住小学校の統合後の施設及び跡地利用に関する検討経過と今後の対応などについてです。その中で中項目の(1)として、本年第2回の定例会において同じ内容の質問をさせていただきましたが、その後の検討経過と今後の対応などについて伺います。(2)として、平成26年4月の統合に向けて豊住小学校と女満別小学校の職員による統合準備委員会の内容について伺います。

大項目の2点目として、地域の暮らしに安心を届け隊についてです。高齢者移動支援事業として大空町乗り合いタクシーが試験運行されることになりましたが、交通手段がなく、日常生活に大変困っている高齢者の御夫婦の世帯、あるいは高齢者お一人のみの独居世帯が数多く見られるようになってきました。生活に欠かすことのできない食料品や日用品、また図書の貸し出しや各種証明など、行政、商工会、農協が一体となって御用聞きのような宅配サービスを創設し、地域の暮らしに安心を届けることについて伺います。

以上、町長及び教育長に答弁をお願いし、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 齋藤議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

1点目の豊住小学校の関係のうち跡地利用については、私から御答弁を申し上げます。

豊住小学校の跡地利用につきましては、川口副町長をリーダーとします役場の内部、課長職、主幹職を中心に14名のプロジェクトチームを組織して検討してございます。経過でございますが、6月にそのプロジェクトのメンバーで学校施設を訪問させていただき、視察をさせていただきました。また、6月から7月にかけては、町民の皆さんや職員から、その利用プランの募集を行ったところであります。30項目にわたる案が寄せられたところでございます。8月、役場の庁議での経過説明をし、9月の広報でその寄せられたプランの内容など情報提供をし、町民からの意見を改めていただいたところでございます。さらに、9月には総務文教厚生常任委員会へその内容などについて報告をさせていただきました。10月から11月にかけては、その提案に対する検討、さらには課題などの洗い出しを行ってございます。また、12月の総務文教厚生常任委員会に、その検討経過などについて一部報告をさせていただいたところであります。

提案は30項目と申しましたが、一番多かったのは14件ということで、これは幼稚園、もしくはこども園、保育園。表現はいろいろありますけれども、子供たちの施設として使うことがいいのではないかという意見が最も多くございました。そのほか、今までも地域の方々が学校開放などの事業の中で取り組まれている、そういう活用の方策ができる施設として残してほしいというような意見が8件ありました。また、多目的な利用施設、町の中にある文教施設などと同じような使い方がいいのではないかという意見が4件、そのような意見がございました。具体的に言いますと、合宿、宿泊の施設でありますとか資料館、高齢者住宅、緊急避難用住宅などというものがその他としてあったところでございます。

最も多くありました子供たちの利用する幼稚園等々に使うというものにつきましては、現在検討を加えているところでありますが、施設としての使い方というのは、おおむね可能であるというふうに受けとめております。課題として上げられておりますのは、通園などの方法、さらには施設周りの除雪など、そういう点についてさらに検討をしておく必要があるのではないかというような中で協議をしているところであります。そういった課題をどのようにすれば解決できるのかというところまで示し、それを内部の庁議にかけながら素案として議会、また関係の団体、町民の皆さんへ情報提供としてお送りをしたいというふうに考えてございます。その中で意見をいただきながら、今年度中に計画案としてまとめ上げをしたいと、そのように考えているところでございます。今後につきましては、そのまま計画案がまとめられれば、平成25年度には基本設計や実施設計というような作業に取り組みたい。さらには、平成26年4月が統合の時期ということでもありますので、その後具体的な取り組みに取りかかって

まいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、2点目でございます。地域の暮らしに安心を届け隊ということでございます。私どもの地域、身近な場所から買い物をするための店が撤退をして、だんだんとそういった商工業の色合いというものが薄れてきている状況にあります。高齢であったり自動車が運転できない、しないというような方々などは、市街地まで出かけることが困難だという方も多くなってきているのではないかと思います。買い物弱者という言葉がございしますが、全国では高齢の方を中心に600万人とも言われてございます。これらの方々の問題解決につきましては、1つはそういった身近なところに店舗をつくるということがありますけれども、これはなかなか簡単なことではない、このように思います。もう一つの対処方法として、家まで商品を届けるという方法があるかと思えます。また、御家庭から店舗まで出かけやすくするというような手段もあろうかと思えます。そんなような意味合いも含めまして、1月7日から3月30日までの間、女満別地区においては集落と市街地区を結びつける乗り合いタクシーの試験運行をすることとしてございます。そんな中で、移動手段を持たない方々のために運行するものでありますので、そういった中で買い物などに積極的に御活用いただければありがたいと、そのように思っております。この乗り合いタクシーについては、各寿クラブなどの例会などでも説明をさせていただくこととしておりますし、ふれあいトークなどでも説明をさせていただいております。御意見などからは、質問などからは1人でも運行していただけるのですかと、そういうような質問もございました。いろんな方々、御利用いただいた方々、また運行している会社などからの聞き取りなども行うこととしております。そんな中で、地域にお住まいの方々がどのような支援を望まれているのか。また、試験運行がどんな影響をもたらすのかというようなことについて調査をしてみたいと、そのように考えてございます。

御提案のありました内容については、私も全く同感でございます。また、買い物というところのキーワードからスタートいたしたとしても、いろいろな発展の可能性というものがあるのではないかと、そのようにも思います。しかしながら、町がその運行主体というよりは、どちらかというと支援側に回ったり、またいろいろな行政サービスを委託する側ということのほうがいいのではないかなと、そのように思っております。そのための受け皿というものは、どのようなものが考えられるのかということについて、しっかりと検討してみたいと、そのように思います。商工会の皆さんやJAの方々、社会福祉協議会などの方々とそういうことの考えについて御意見を伺う、またよいということであれば、どんな体制がつくれるのか、そんなことについて協議をしてみたいというふうに思っております。高齢者対策、また買い物弱者に対する対応、福祉施策や商工振興、いろんな側面があろうかと思いますけれども、そういった側面、どこの切り口から入り込んでいくのかというようなことを踏まえながら関係する皆さんと協議をさせていただいて実現できるように取り組みをスタートさせてみたい、そのように考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げます。

以上、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 齋藤議員からの学校統合に係る一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

大空町立豊住小学校と女満別小学校の学校統合の時期につきましては、保護者や地域の皆様の深い御理解のもと、平成26年4月1日を学校統合の日と決めさせていただいたところでございます。教育委員会では、両校の児童や保護者が学校統合に当たり不安を覚えることのないよう、しっかりとした準備組織体制を整えることが必要と考え、本年7月、豊住小学校と女満別小学校の両校長、両教頭先生及び教育委員会職員で構成する学校統合連携協議会を設置いたしました。また、同時に両校の全教職員から成る豊住小学校、女満別小学校統合準備委員会を立ち上げたところでございます。それぞれの組織では、児童が安心して女満別小学校へ通学できる環境づくりやスムーズな学校運営の移行を目指し、具体的な実施プランを策定するとともに、現在、人になれ、また学校になれ、授業になれていただくということを最大の目的としてさまざまな取り組みが展開されております。その1つであります本年度の児童交流の取り組みといたしましては、従来のファームスクール事業や合同修学旅行、芸術文化鑑賞事業、稲城市児童交流事業などに加えて、両校児童による合同学習を学年ごとに年度内2回以上実施することとしております。また、金管クラブや少年団活動においても児童相互の交流が進んでおります。さらに、豊住小学校、女満別小学校統合準備委員会では、学校統合に向け女満別小学校の教育目標を見直すためのアンケート調査に取り組むとともに、統合後の教育活動計画の策定のため随時検討作業を進めております。また、両校のPTAにおきましても合同の役員会を既に4回ほど開催をしていただいております。本年度及び来年度に予定しておりますPTA活動を合同で実施するため、積極的な意見交換がなされているところでございます。学校統合まで1年と3カ月余りとなりましたが、関係者との連携をさらに深めながら盤石な形で新しいスタートが切れるよう今後とも教育環境の整備に最大の努力を傾注してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、齋藤議員への1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 まず、1点目の豊住小学校の跡地利用のことについてですけれども、前回6月、2回目の定例会で同じ質問をさせていただきました。その中で町長からの答弁は、365日使える施設、それと平成25年度中には具体的に方針を決めるということだったと思うのですが、今の答弁の内容を聞いて、プロジェクトを通していろいろと課題に対処しているのだということがよくわかりました。その中で、最近自分も知ったのですが、ふれあいトークの中にもこのテーマが載っていました。先ほどの町長のふれあいトークの回数を聞きますと、もう5回やっていますということだったので、プロジェクトの中ではけんけんがくがくと検討しているという話はよく聞いています。その中で、ちなみにふれあいトークの中でどういう質問があったのか。あった内容だけでもよろしいのですが、お聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 5カ所、ふれあいトークを実施しておりますが、この関係についての具体的な御質問はございません。と申しますのは、対象者の方々の年齢層でない方々がふれあいトークの中では多いということかなというふうに今のところ受けとめております。実際には平成26年の、例えば先ほどの活用のことですと、どういう使い方であっても平成26年度中に整備をして、実際には平成26年度の途中から平成27年度ぐらい。一番多かった子供たちの施設ということではありますと、今の保育園児の3歳よりも下の方々がその場合だと対象になるということでございますので、なかなかそのふれあいトークの中にそういった対象の方がそう多くはないということかとも思います。また、それ以外の問題につきましては、それぞれ案としてこんな施設の使い道ということであったということの説明でございますので、その中については御利用をされるというか、関心事の高いということではなかったのかというふうに思っております。ただ、ありましたのは、施設がまだまだ使える施設で何とか使っていきたいですよと、そういうような御発言は承りましたけれども、具体的なところでの質問ということまでには至っていないという状況であります。今後も報告をしていく中では、ふれあいトークの中でもどんな意見があったかということなどについては、お知らせを常任委員会の中などにしていきたいというふうに思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 意外とそんなに古くない施設だと思うのですが、地域ではやっぱり100年を超えて歴史のある学校なので、統合するのにもなかなか結論が出なかった学校だったので、できれば教育施設というか、子供たちの声がなくならないような施設に使っていただきたいという声が一番多いのですが、その中で、ことしの6月にも聞いたかもしれませんが、自治基本条例の中で住民との対話、パブリックコメントですけれども、そのような中で、今後豊住小学校についてはどういう形でそれを進めていくのか、その辺についてもちょっと違う角度ですけれども、お聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 最も多かった案件が子供たちの施設ということでありまして。これらを中心に、こういう提案であれば、例えば、こんなようなある程度予算がかかりそうですとか、こんな課題があってこういうふうクリアをしていかなければなりませんというようなものをつくって、先ほど言いました今年度中にその計画案というものをまとめ上げたいということではあります。まずは素案をつくりまして、それを議会の関係のところ、また関係団体や、それから町民の皆さんにオープンにすると。その中で御意見をいただいていくということになります。そういった中で方向性を最終的に決定してい

きたいということになります。ですので、先ほど言った素案としてまとまった段階で、パブリックコメントという言い方がいいのか、住民周知をして御意見をいただくと。いろんな方法として、やり方があろうかと思えますけれども、複数そういったものを考えて、皆様に御提示を申し上げて意見をいただいきたいと、そのように考えております。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 先ほどの町長の答弁の中で平成25年度には具体的にして、平成26年、平成27年には実際に施行したいということだったので、スケジュール的には後が決まっているのだと思います。その中でプロジェクトチーム、各課から14名、いろいろけんけんがくがくとやっている話は聞いております。その中で、プロジェクトチームの果たす役割、どの辺までの権限でどこまで追及していくのか、その辺だけ聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 課題などを拾い出しまして、その課題についてはこのようにすれば解決が図れるというようなところを詰めて、素案としてまとめるところまでがプロジェクトチームの役割かと、そのように思っております。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 1つ言い忘れたのですが、30件のいろんな形での要望がある中で、一番多かったのが幼稚園何がしということだったので、これは最終的にやっぱり要望の多いことに進んでいくという方向性で考えてよろしいのでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今、プロジェクトチームで主体的に検討しておりますのは、その一番項目の多かった内容のものでございます。そのほか、先ほど私が言いました地域が利用できる施設でありますとか、一部多目的に利用することが可能な文教施設というものなどがあります。そういったものなどについては、例えば学校開放事業などということで従来も使っていた可能性のあるようなものもあろうかと思えます。ですので、主体をどこに置きながら、そういう御意見などの活用方法、附帯的な活用方法というものも織り込んでいくということがあろうかというふうに思っております。そのほか、少数の意見ではありましたが、合宿、宿泊施設、資料館、高齢者住宅、緊急避難用住宅などについても概略について検討を加えるということが必要になってくようかと思っております。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 1点目の跡地利用については、この辺で終わらせたいと思います。

2点目の豊住小学校、女満別小学校統合準備委員会についてです。先ほど教育長のほうからいろいろと、いろんな形で、まず子供たちの不安をなくすということをもとにいろんな形で先生方、また子供たち、またPTA、いろんな形でそれに向けて対処している話を聞きましたけれども、その中でやっぱり、実際子供たちの触れ合っている表情というのが、それがことしはかなり進んで具体的に合同学習なりいろんな形で進んでいるようだけれども、子供たちの形、顔が一番気になるところなのだけれども、教育長が聞いている限りではどのような形なのか、もう一度お聞かせください。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 学校統合に当たっては、子供たち、また保護者ともにいろいろな不安を抱えているというように推測をしているわけでありますけれども、その不安解消のためには統合へ向けた2年間の準備期間中に時間をかけながら子供たちや保護者が、先ほど申しあげましたように人になれ、学校になれ、授業になれていただくということが何よりも肝要であると考えております。特に人になれるということでは、子供同士はもちろんでありますけれども、保護者同士、親子同士、また学校の先生にもなれていただく。それぞれのそういう取り組みが必要ではないかなと思っております。特に本年度、来年度では子供同士の交流という点では、既に従来からございますファームスクール事業、また合同の修学旅行、芸術文化鑑賞事業、稲城市児童交流事業など、それに加えて本年度、先生方が知恵を出していただいて合同学習というものをいち早く取り組もうということで、本年度既に全学年において両校児童による国語や算数、音楽、体育、さらには総合的な学習の時間といった合同授業が行われております。また、学校生活だけではなく、少年団活動としての金管クラブも既に女満別小学校、豊住小学校合同のチームとして活動していただいておりますし、女満別野球少年団や女満別ジュニアバレーボール少年団でも同様に両校の児童がチームメートとなっており、児童相互の交流が加速度的に進んできているなど、そのように思っております。非常に大人の心配をよそに子供たちの交流が進むにつれ、非常に親しく、またにこやかに楽しく学校生活、また合同学習を子供たちは笑顔で取り組んでいただいているというように学校からも聞いておりますし、私もそのように大変うれしく感じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今、教育長の答弁で十分わかりました。なかなか、この統合に関しては約3年近くになると思うのですけれども、いろんな形で父兄、PTA、いろんな形で統合についての話を進めてきました。その中でどうしても、なかなか統合まで話を持って

いくのにかなり、みんなそれぞれ個々の意見が多くて決まらなかったのが現実だったと思います。ここにきて随分、急に身近に感じられるようになったのだなということがつくづくわかりました。この辺について、ことしももう一年ありますけれども、追求して検討していただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、地域に安心を届け隊。これはいろんな形で届け隊のタイはどうしようか、いろいろ考えたのですけれども、一応こういう形がわかりやすいのかなと思いました。今、福祉課のほうでは見守りネット事業、また今度の乗り合いタクシー。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、買い物弱者が全国に600万人、そんなにいるのだなと思いましたけれども。いろんな手段で弱者に対しての配慮というのがあるのだなと思いますけれども、町長も御存じだと思うのですけれども、昔は農協のほうでは移動購買車、地域に本当に満遍なく毎日来てもらいました。農協に確認しましたら、平成7年までやっていたのだよという話でしたけれども、農協自体では車の耐用年数というか、車が古くなったのと人件費が2人でやっていたので、かかり過ぎるということで中止したということだったのですけれども。自分たちで思いますと、農家の場合はどうしても日中は年寄り自分たちしかいなかったのですけれども、そのような中で本当に移動購買車が来るのが楽しみでした。その中でいろんな日配品、そういう形で早く来ないかなと、そういう雰囲気でした。その中で、先ほど町長の答弁の中に、ちょっと足りなかったところがあるのですけれども、移動購買、こういう宅配の中で1つ気になるのは、食料品だけではなくて、できれば公文書というか証書ですね、それとか本、それもついでに聞いて配るなり、そういう形でできないだろうか。平成19年から地域担当者制度がありますよね。先ほど商工会に対して支援とかそういう形でしか行政は手助けできないという形で答弁をいただいたのですけれども、できましたら、せっかくの地域担当者、たまには自分たちから出向いて行って、いろんな意見なり証書なり、それを聞いて歩くのもどうなのかなと。その辺どうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 買い物だとか福祉施策ということだけではなくて、先ほど私はこう言ったかと思えます。町として、いろいろな業務を委託する側であったり、そういう形でいろんな業務をお願いするという中で、回って歩いていただく効果というものの可能性をたくさん広げられないだろうかというふうに言ったつもりでございました。その中には、宅配のサービスのもの、町からの配達しなければならないものと、そういうようなものも含まれてというふうなつもりでございました。そんな意味で、単に高齢者の方々の福祉の部分、買い物の部分ということではなくて、さまざまな可能性があるのではないかと考えているということでもあります。多分、いろんな方とお話をすれば、こんなこともあんなことも、そのことによってできるのではないかとというような案が出てくるのではないかなと、そのように感じております。例えば今、単独でお願いをしております社会福祉協議会のお弁当の配達でありますとか、そういうようなものもこの機会にと、今言った見守りネット事業の補完的な役割をこの安心

を届け隊でどうかとか、そういうようなものも出てまいりますでしょうし、場合によっては、役場の連絡文書などをそういったところに委託するというのは法的に問題がないのかとかいうようなことも含めて検討の中に入ってくるのではないかというふうに思います。

ただ、今、その地域担当者が回るというようなこと、そのことは回って歩いて来るということの必要性というものはあるのではないかと思います、ここと一緒になるかどうかということについては、当然車両の台数などによって、どうなのでしょう。例えば、1日に全部の地区を回れるわけではありませんので、きょうは豊里と住吉と本郷地区を回りますというようなことであれば、そこの担当者が同乗をして、先ほど言った町の文書を配りながら何か確認をしてくるとか、御用聞きといいたほうがいいか、そういうようなことについての御意見を賜ってくるというようなことはあるかもしれないなと思います。まだまだ今回、御質問という形で御指摘をいただいていた部分でありますので、町としても十分なところの検討ができていたというわけではありませんけれども、今言いましたようにいろんな方の御意見をいただければ、さらにその発展系というものが見えてくるのではないかなと思います。ですので、この議会での一般質問、答弁というやりとりも大切でありますけれども、いろんな方々に意見をいただいて実現が可能になれるようなことにしていくにはどうしたらいいか。そんな協議の場をしっかりとつくって議論をしてみたいと、そのように思っております。また、その機会にさまざまな御発案などをいただければありがたいなと、そのように思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 この質問につきましては、本当に自分の要望という形なのですが、見守りネット事業、乗り合いタクシー。その中で、さっき言った地域担当者が出向いてというのも本当に自分の考えなのですが。その中で、地域からとか住民から直接要望を聞いたり、例えば血圧計を持って歩いたらどうなのかなとか、その中で保健師さんに連絡できますよとか、そういう形で何とかうまく適合性を見つけて配慮していただきたいと思います。

きょう実は、先ほど議会事務局に問い合わせをして、大空町全体の平均年齢は幾つなのだろうと聞きました。そうしますと、48.9歳だそうです。19歳以下が17.4%、そして65歳以上が29.2%、将来的にこれから5年先、10年先すると、本当に高齢者がどんどんふえていくのだろうなと思っております。そのような中で、こういう形で少しでも地域と密着、また住民と密着した形で行政も商工会も農協も身近に接しられれば本当にいい地域になるのではないかなと。本当に自分の要望だと思っておりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

これで最後にいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私どものような人口規模の地域でありますと、行政やそういった大きな団体の方々の仕事が地域の方々にとって見る事ができる、感じ取ることができるということが最大のメリットではないかなと、そのように思っております。また、先ほど近藤議員の一般質問の中でも申しましたけれども、確かに高齢化というものは進んでおります。課題となっておりますのは、そういった社会に適合する社会の仕組みがまだまだ届いていない、十分ではないということかと思っております。今回のこの御発案などについても、そういうところをしっかりとつくっていくための発案ではないかと、そのようにも思います。今後こういった問題、高齢化社会の福祉ということはもちろんありますけれども、先ほど言った地域の商工業の底支えでありますとか、そのほかいろんな観点から行政の、先ほど言った御意見をいただく、そういう姿勢でありますとか、いろんな側面からの効果というものが考えられるのではないかというふうに思っておりますので、これはどのように運用できるか、今後議論をしていきたいと思っておりますが、途中経過などについても皆さんにお諮りをしてまいりたいと、そのように考えておりますので、またその節、いろんな御指摘などをいただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◇齋藤議員 終わります。

◇議 長 これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 2時48分

平成24年第4回

大空町議会定例会会議録

〔その2〕

- ・招 集 平成24年12月19日
- ・開 会 平成24年12月19日
- ・閉 会 平成24年12月20日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	品	田	好	博	7番	松	岡	克	美
2番	中	堀	君	子	8番	深	川		昇
3番	近	藤	哲	雄	9番	勝	田	鉄	城
4番	松	田	信	行	10番	小	島	一	弘
5番	斎	藤	宏	司	11番	田	中	勝	吉
6番	植	田	泰	弘	12番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長
副 町	長	産 業 課 長
総 合 支 所 長		産 業 課 参 事
会 計 管 理 者		建 設 課 長
総 務 課 長		住 民 福 祉 課 長
総 務 課 参 事		産 業 建 設 課 長
住 民 課 長		総 務 課 主 幹
福 祉 課 長		
教 育 長		生 涯 学 習 課 参 事
生 涯 学 習 課 長		
監 査 委 員 事 務 局 長		農 業 委 員 会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前 10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成24年第4回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、議長において、3番、近藤哲雄議員及び4番、松田信行議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

本日提出の議会提出議案書は、お手元に配付しているとおりであります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているのとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 認定第1号から認定第8号

◇議 長 日程第2、認定第1号 平成23年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括議題とします。

本件は、平成24年第3回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。

したがって、本件の審査結果について決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。
決算審査特別委員会委員長、近藤哲雄議員。

◇決算審査特別委員会委員長 決算審査特別委員会での審査結果について、御報告申し上げます。

議会提出議案書の1ページをお開きください。平成24年第3回大空町議会定例会において設置された当委員会に付託された事件は、認定第1号 平成23年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成23年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成23年度大空町後

期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成23年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成23年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成23年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成23年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての8事件であります。

去る10月24日、付託事件審査のため議会議事堂にて特別委員会を開催し、町長を初めとする関係職員等に委員会への出席、説明を求め、内容を慎重に審査いたしました。その結果、議会提出議案書3ページ「決算審査特別委員会審査報告書」に記載のとおり、認定第1号から認定第8号までの8事件はすべて「原案のとおり認定すべき」と決定しました。

以上、当委員会に付託された事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第77条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これから認定第1号 平成23年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括して採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。この8件の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成23年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第3 議案第68号

◇議 長 日程第3、議案第68号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

丹治生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書1ページでございます。「議案第68号 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二

記、1、施設の名称等、大空町女満別本通1丁目26番地 女満別図書館、大空町東藻琴360番地の1 東藻琴図書館、2、指定管理者の名称等、大空町女満別西3条4丁目1番11号 一般財団法人大空町青少年育成協会 会長 如澤健治、3、指定の期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで」

大空町図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集、整理及び保存し、広く町民の利用に供するとともに、その教養、調査研究及びレクリエーション等に資することを目的とし、女満別図書館は平成2年11月、東藻琴図書館は平成6年7月に設置された施設であります。両施設につきましては、大空町図書館条例においてそれぞれ地区館として位置づけられておりますが、両施設を一体的に管理し、施設の効用を最大限に発揮させることができること、さらには、管理経費の節減が期待できることから、両施設を一体とした指定管理者制度による施設運営をしようとするものであります。

指定管理者の指定手続に当たりましては、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、公募を行った結果、現在の指定管理者である一般財団法人大空町青少年育成協会1社のみの応募でありました。

一般財団法人大空町青少年育成協会につきましては、両施設の現在の指定管理者であり、図書館の役割を認識し、地域の読書活動の普及が見込まれるほか、住民への情報提供、PR活動、イベント企画が盛り込まれており、業務のノウハウを持ち、安全を考慮した安心な施設管理が見込まれることから、指定管理者選定委員会による審査の結果、候補者として選定したところでございます。

なお、施設の概要につきましては、参考資料の1ページと2ページにそれぞれ掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第69号

◇議 長 日程第4、議案第69号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

丹治生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書3ページでございます。「議案第69号 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二

記、1、施設の名称等、大空町女満別西3条3丁目1番地の1 女満別研修会館、大空町女満別西3条3丁目1番地の1 女満別ゲートボールセンター、2、指定管理者の名称等、大空町女満別西3条4丁目1番11号 一般財団法人大空町青少年育成協会 会長 如澤健治、3、指定の期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで」

女満別研修会館は、町民の学習活動の振興と生活技術の習得など住民福祉の増進に寄与することを目的として、平成47年8月に設置された施設であります。また、女満別ゲートボールセンターは、町内のゲートボール等のスポーツの普及、振興を図ることにより、町民生活の向上に寄与することを目的に、昭和49年3月に設置された施設であります。両施設は、条例上それぞれ別の施設として位置づけられておりますが、渡り廊下で接続されており、両施設を一体的に管理することにより施設の利用効率を最大限に発揮させることができるとともに、管理経費の節減を期待することから、両施設を一体とした指定管理者制度による施設運営をしようとするものであります。

指定管理者の指定手続に当たりましては、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づきまして、公募を行った結果、現在の指定管理者である一般財団法人大空町青少年育成協会1社のみの応募でありました。

一般財団法人大空町青少年育成協会につきましては、両施設の現在の指定管理者であり、両施設を活用した事業展開により生涯学習の振興とともに、安全を考慮した安心な施設管理が見込まれることから、指定管理者選定委員会による審査の結果、候補者として選定したところでございます。

なお、施設の概要につきましては、参考資料の3ページと4ページにそれぞれ掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

申しわけありません。先ほど、女満別研修会館の設置された年限を平成と説明しましたけれども、昭和47年8月の間違いでありますので、よろしくお願いします。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第69号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第69号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第70号

◇議 長 日程第5、議案第70号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
丹治生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書5ページでございます。「議案第70号 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二

記、1、施設の名称等、大空町女満別西5条5丁目353番地の3 女満別B&G海洋センター、大空町東藻琴387番地の1 東藻琴B&G海洋センター、2、指定管理者の名称等、大空町女満別西3条4丁目1番11号 一般財団法人大空町青少年育成協会 会長 如澤健治、3、指定の期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで」

B&G海洋センターは、町民の健康増進と青少年の健全育成を図り、地域の連帯感を醸成することを目的としまして、女満別B&G海洋センターは平成3年6月、東藻琴B&G海洋センターは昭和63年6月に設置された施設であります。施設につきましては、大空町B&G海洋センター条例においてそれぞれの地区施設として位置づけられておりますが、両施設を一体的に管理し、施設の効用を最大限に発揮させることができること。さらには、管理経費の節減が期待できることから、両施設を一体とした指定管理者制度による施設運営をしようとするものであります。

指定管理者の指定手続につきましては、一般財団法人大空町青少年育成協会が、現在指定管理者として両施設を管理しております。施設の管理には実績があり、両施設を活用した事業の展開による生涯学習の振興とともに、安全を考慮した安心な施設管

理が見込まれ、運営技術や専門的スキルなどの経営資源を活用することにより、効果的かつ効率的な管理運営が期待できることから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づき、公募によらず指定管理者の候補者として、指定管理者選定委員会の意見をお聞きしまして選定したものでございます。

なお、施設の概要等につきましては、参考資料5ページと6ページにそれぞれ掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第70号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第70号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第71号

◇議 長 日程第6、議案第71号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
田中産業建設課長。

◇産業建設課長 議案書7ページでございます。「議案第71号 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したので、議会の議決を求める。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二

記、1、施設の名称等、大空町東藻琴409番地の1 ひがしもこと乳酪館、2、指定管理者の名称等、大空町女満別昭和96番地1 財団法人めまんべつ産業開発公社 理事長 濱名敏之、3、指定の期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで」

ひがしもこと乳酪館は、乳製品の研究開発を進めるとともに、乳製品を通じて地域住民と都市住民の体験・交流を深めることにより、地域住民の生活向上と地域の活性

化を図ることを目的として、平成8年に設置してございます。

この施設につきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入いたしまして、本年度で2期、6年目を迎えております。現行の指定管理期間が、来年3月31日で満了いたしますことから、本年10月1日より10月25日までの間、指定管理者を公募いたしましたところ、現在の指定管理者1社から申請があり、指定管理者選定委員会での審査の結果、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき、指定管理者の指定を行うため議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料の7ページに関係資料を添付してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第71号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第71号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第72号

◇議 長 日程第7、議案第72号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書9ページでございます。「議案第72号 指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したので、議会の議決を求める。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二

記、1、施設の名称等、大空町管理の道路橋梁及び河川、2、指定管理者の名称等、大空町女満別東陽3丁目3番8号 大空総合管理協同組合 代表理事組合長 郷右近英宣、3、指定の期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで」

大空町が管理する道路橋梁及び河川は、町道が624キロメートル、橋梁が135橋、それに準用河川及びその他普通河川でございます。

町が管理する道路橋梁及び河川につきましては、前指定管理期間において大空総合管理協同組合が指定管理者として管理運営を行ってきているものでございます。現行の指定管理期間が、明年3月31日で満了いたしますことから、本年10月1日より10月25日までの間、指定管理者の公募を行っておりますが、現在の指定管理者1社から申請があり、指定管理者選定委員会での審査等、所定の手続を経た中、指定管理者として維持管理に係るノウハウの蓄積により十分な対応が可能であり、総合的に求められる水準を満たしているものでございます。今般、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づきまして、指定管理者の指定を行うため議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料9ページに関係資料を添付してございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

以上、提案理由を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

(何事か言う者あり)

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川口副町長。

◇副町長 ただ今、建設課長から説明を申し上げましたけれども、参考資料の表現の違いということもございませうけれども、参考資料のほうは選定の理由ということで、条例で第4条、第4条に選定の理由という条項が5項目ほどございます。そのことによって選定をしたというのが、ここの参考資料9ページの第4条の規定によるという意味でございます。その後に、括弧公募というふうに書いてございませうけれども、この場合、選定の理由ではなくて公募をしたという意味で、この中に書かせていただいております。公募の規定は、第2条ということになります。それから、建設課長から第7条ということがございましたが、本条例の第7条は指定管理者の指定に当たって、議会の議決を得る。これは、地方自治法第244条の2第6項、議案書の9ページの条項に基づきまして、議会の議決があったときに、候補者を指定管理に指定するものというふうになってございませうので、地方自治法の条文を第7条に入れているということで、意味は同じということで、大変紛らわしい説明をさせていただきましたので、この件、今後わかりやすい説明をするように心がけたいと思います。

どうぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

9 番、勝田鉄城議員。

◇**勝田議員** 指定管理の業務内容について、お伺いをしたいと思います。橋梁についてですが、自治体の境界が川という場所があります。ここにかかる橋については、どのように管理をするのかということです。もう少しわかりやすく言いますと、具体的には大空町と美幌町が女満別川で分かれているところがあります。この境界というのは、昔に私も携わったことがあるのですが、町の境はどこですかということで問い合わせたところ、川の真ん中ですよと真ん中が美幌町、こっち側は大空町と。これにかかる橋というのは、半分から向こうが美幌町、こっちは大空町が管理をするのかどうか。半分ずつ管理をするなどという橋梁はないのではないのかなと思うのですが、そこら辺のところはどのように理解したらよいのか。

◇**議 長** 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時38分

◇**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤建設課長。

◇**建設課長** ただ今の御質問ですけれども、大空町におきまして境界にかかっている橋につきましては、2橋ということで2箇所ございます。その橋につきましては、それぞれ設置をしている自治体が管理をしているということで、今回の大空町の境界にかかっている2つの橋につきましては、片方が大空町、片方が美幌町ということで管理をしているという状況になってございます。

◇**議 長** 9 番、勝田鉄城議員。

◇**勝田議員** 2橋と言いましたけれども、果たして2橋だけでしょうか。道道は除くのでしょうかけれども。私が数を数えると、とても2橋どころではなくて、まだまだあります。越境してまで管理をすとなれば、財産上といいますか、管理上だとか、いろいろなことが起きてくると思うのですが、管理について美幌町とそのような話し合いをしているのかどうか、それも出てくるでしょうし、どの橋が2橋に該当するのかというのはわかりませんが、私の考えではまだまだ女満別川にはあります。これは議長、どの橋がどうだというのは後でよろしいですけども、そこら辺を今後はっきりして、指定管理者制度に出すべきではないのかなというふうに僕は感じています。ということは、ある橋で管理されていないところがあるのです。橋のたもとが洗掘されて、穴が開いているだとか。果たして、これをどちらの町が管理をするのかなというようなことを、僕も橋の上に行って考えたものですから、そこまで、やはり指定管理者制度に全部出しているというのであれば、当然管理者の責任になりますから、全

部の橋をどちらが管理をするのかということを精査しているかどうかということが聞きたかったわけでありますから、今、どの橋がどうだということは後々でお話をいただければ、僕はいいかと思います。

それから、もう1点。その橋というのは、基準というのはどういう橋のつくりを、構造を橋というのかわかりませんが、土管を入れただけのものでは橋とは言わないのかもしれませんが、河川というのは、常時水が流れている河川ですとかっていう基準があるようですけれども、常時水の流れている河川敷地のある河川にかかる橋が、私の考えでは、考えというかあれでは、まだこの町の135橋の中に含まれていない橋があるのではないかと、そう思っています。そこまで、これも今どうこうということではないですけれども、実際に名前のない橋が町民によって行き来されて、使われているという現実があります。そういうところは、この指定管理から外れているのではないかと、思うのです。ですから、それらもどうするのかというのがあります。それから、もう1回、その河川、橋というものに値する構築物をもう一度精査してみたらわかると思うのですが、そこら辺をどう考えているのか。業務内容も指定管理者とどのように話し合っ、そこら辺もやっているのかということをお聞きしたいと思います。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 まず、1点目の境界の管理の関係ですけれども、一応設置者が境界のところに設置する橋をどちらが設置をするかということで、基本的にはその設置者が管理をするということにはなっているかと思います。その関係で、それぞれ大空町で設置しているもの、美幌町が設置しているもの、ただ今の担当からの話では2橋ということでの確認ですが、それ以外に境界に橋があるかというのは、今の段階ではちょっと、ここで確認は取れません。それで、135橋というのは、町道として認定している間にある橋の部分を示していると思います。それで、今回橋の長寿命化計画ということで、それぞれ橋の点検をいたしております。その中の橋につきましては、135橋ということで町道認定がされている関係での橋ということが、それぞれ台帳に載っているかと思います。それ以外の橋につきましては、認定路線ではないところの橋もあろうかと思います。その分につきましては、今町の認定とはなっておりませんので、現在の橋といたしましては135橋ということで理解をしているところでございます。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 そうすると、認定されていない道路にかかる橋については、指定管理には出していないと。したがって、橋の管理をしないし、認定されていない道路が農道としてあるのですが、そういうところも基本的には管理には出さない、出していないということなのではないでしょうか。町道でなくても、耕作道などの場合は、いろいろ地権者、あるいは受益者ですか、耕作者の便宜のために町が便宜的に管理をしてあげているというところがあるのですが、この際、そのようなところも管理の中にも含めることがいい

のではないのかなというふうに思っているのですが、今まではそういうところは、本来はできないところだけど、まあまあやってあげましょうということで好意的に町がやっていると思うのですが、それをいつまでもいつまでもやって、何か起きたときにどっちの責任だということになると、それなら町はやりませんというようなことになったりしても、まずいと思いますので、そういうところは町道に昇格をさせるか、もしくは別な協定を結んで、町道以外もこういう場合は管理をしますよというようなことも、この指定管理の中を含めることができないかどうか、お尋ねしたいと思います。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 ただ今の質問ですけれども、今回の指定管理の部分につきましては、条例に設置をしている施設だとか、道路だとか、そういうものを指定管理には出すということになりますので、まずはその認定がされているものが対象になってくるかと思います。それ以外の認定以外の橋梁の関係につきましては、それぞれ適宜、そのケースに応じてやっている部分も全くないということではないと思いますので、指定管理の中で維持だとか、多少必要になってくるという部分も出てくるのかと思いますけれども、それはその都度、指定管理者と調整しながらやる部分があるかと思います。基本的には認定されている、指定管理に出す路線、橋梁等についての維持管理をしていただくというのが基本になるかと思います。

◇勝田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
10番、小島一弘議員。

◇小島議員 関連なのですけれども、今の建設課長の説明を聞いていると、条例上の認定された橋梁というか、道路に関しての指定管理だと。一方で、そういうふうにきちんと説明をしておきながら、その指定管理業者と話し合って、それ以外についても町が関わったものについては配慮をするみたいな言い方をしちゃっていますけれども、そういう整理でいいのですか。ちょっと二元的な答弁になっていると、私の耳が悪いのですか。そこをもう一度詳しく説明していただかないと、もっと明確に言うと、私なんかの受けとめ方は、指定管理に出すものについては、条例上できちんとやるけれども、その他のものについては直営で町が責任を負うと、こういうふうに答えてもよかったほうがすっきりするのです。だから、もう一度確認をします。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 ただ今の質問に私からお答えをさせていただきたいと思います。あくまでも、うちの条例に基づいた橋梁、道路について指定管理に出しております。それ以外

のものについては、町民の生活の安心、安全などを踏まえた中で、町が直営で対応してまいりたいと、このように考えてございますので、御理解を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

◇**小島議員** 終わります。

◇**議 長** そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第72号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第73号

◇**議 長** 日程第8、議案第73号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
田中産業建設課長。

◇**産業建設課長** 議案書の11ページでございます。「議案第73号 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したので、議会の議決を求める。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二

記、1、施設の名称等、大空町東藻琴末広393番地 藻琴山温泉芝桜公園、2、指定管理者の名称等、大空町東藻琴末広393番地 株式会社東藻琴芝桜公園管理公社 代表取締役 八重樫光司、3、指定の期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで」

藻琴山温泉芝桜公園は、観光事業がもたらす経済効果、雇用促進、生活文化・環境の向上に寄与することを目的として、平成12年に開設をしてございます。

この施設につきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入いたしまして、本年度で2期、6年目を迎えております。現行の指定管理期間が来年3月31日で満了いたしますが、これまで指定管理をしております株式会社東藻琴芝桜公園管理公社

が、当該施設の管理運営を目的に設置されていること。また、同公社が長年蓄積してきました施設の管理や運営のノウハウを今後も活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが見込まれますことから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらず、指定管理者の候補者として選定したものでございます。今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき、指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料の11ページに関係資料を添付してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第74号

◇議 長 日程第9、議案第74号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議案書の13ページをお開き願います。「議案第74号 大空町職員の給与

に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二」

議案書の15ページであります。町職員の給与等に関しまして、人事院勧告により改正しようとするものでございます。

参考資料で説明申し上げますので、参考資料の13ページをお開き願います。大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明申し上げます。平成24年度の人事院勧告につきましては、月例給、ボーナスについての改定は行われないことになりましたけれども、50歳代後半層における給与水準は、給与構造改革の経過措置の廃止後も民間との較差が残るとしまして、昇給制度を改正することとしております。50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、勤務成績による昇給の号俸をさらに下げることとしております。

新旧対照表では、第5条第5項を「55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合及び特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号俸数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。」と改定しております。

大空町では職員の勤務評定により昇給を決めておりますが、規則では5段階評価でS、A、B、C、Dと区分し、勤務成績が極めて良好である場合はS評価、特に良好である場合はA評価、良好な場合はB評価で、B評価が標準となります。C評価はやや良好でない職員、D評価は良好でない職員と規定しております。

今回の人事院勧告では、55歳以上の職員は、勤務成績が極めて良好である場合及び特に良好である場合に限り行うものとしており、すなわちS評価かA評価でなければ昇給しないこととしております。したがって、標準であるB評価では昇給しないこととなります。一般の職員ではS評価で8号俸、A評価で6号俸、B評価で4号俸、C評価で2号俸、D評価では昇給しないという規定でございます。55歳を超える職員は、S評価で6号俸、A評価で4号俸、B評価、標準で2号俸、C評価とD評価では昇給しないというものが、今回の改定はS評価で4号俸、A評価で2号俸、B評価、C評価、D評価では昇給しないこととなりました。附則としまして、この条例は、平成25年1月1日から施行することとしております。

以上、説明いたしましたけれども、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第75号

◇議 長 日程第10、議案第75号 大空町行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議案書の17ページをお開き願います。「議案第75号 大空町行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二」

19ページをお開き願います。

参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の15ページをお開き願います。町有財産の短期間における一時使用につきましては、主に工事に係る資材置き場等がありますけれども、貸し付けする面積が少ない場合や農村部の地価の安い場合に、使用料が極めて少額となる事例が発生しております。例えば、資材置き場として3カ月貸すのに80円という事例がございました。今回、事務手数料等を考慮しまして、最低1,000円に設定したいというものでございます。また、最終的な金額の端数処理の規定がされていなかったものですから、10円未満の端数については切り捨てる規定をあわせて追加しようとするものでございます。

1,000円の根拠につきましては、使用料・手数料の改定の際に使用しております積算単価を用いて積算しております。ほとんどが人件費となりますが、契約書の用紙代や郵送料を考慮しています。

新旧対照表の下段で、使用料の端数処理及び最低限度額として第4条を新たに追加しております。第5条以降は、第4条を追加したため条項が繰り下がるものであります。

17ページの附則の関係なのですが、施行期日は、平成25年4月1日としております。

また、大空町民会館と大空町山園ふるさとセンターは、それぞれの条例の中で大空町行政財産使用料条例の条項を準用しておりますが、今回の改正により文章を整理させていただいております。従来は、適用する条文を規定しておりましたが、「大空町行政財産使用料条例の例による。」と改正しようとするものであります。

以上、説明申し上げますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします

す。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第75号 大空町行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第75号 大空町行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第76号

◇議 長 日程第11、議案第76号 大空町手数料条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
山本総務課参事。

◇総務課参事 議案書21ページ目でございます。「議案第76号 大空町手数料条例等の一部を改正する条例制定について
このことについて、別紙のとおり提出する。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二」

議案書23ページ目でございます。現在の使用料・手数料につきましましては、第1次としまして、前回の平成20年、平成21年に見直し作業を行いまして、平成22年4月1日から新料金にしております。この3年間経過をしたことによりまして、今回見直しを行ったものでございます。

まず、手数料の改正につきましましては、改定作業対象の手数料件数は89件。その中で、料金改定を行う手数料の件数は3件。また、料金改定の見直し対象であります。が、現行料金を維持する手数料の件数は2件ということになってございます。また、使用料の改正につきましましては、改定作業の対象施設及び対象部屋数につきましましては、24施設81部屋となっております。その中で、料金改定を行う施設及び対象部屋数につきましましては、19施設の52部屋となっております。また、料金改定の見直し対象でありますけれども、現行料金を維持する施設及び対象部屋数等は4施設6部屋となっております。今回の見直しにつきまして、もう1つ備品、物件に関わりま

す使用料につきましては、第2次の大空町行政改革大綱においても、新たな基準を設けて見直しを図るということにしておりましたが、備品の設置につきましては、本来その施設の使用目的を達成するために必要なものであること、また、備品の維持管理に要する経費は、施設使用料にすでに含まれていることを考慮しまして、今回、備品及び物件につきます使用料の規定につきましては、全て廃止をするものでございます。

議案書23ページから40ページまでにまたがっておりますが、参考資料19ページ目で説明をさせていただきたいと思っております。参考資料の19ページ目から条例数が20件にわたっておりますが、一括して私のほうで説明をさせていただきます。

参考資料の19ページ目、大空町手数料条例の一部改正でございます。こちらの別表につきまして、中ほど9項の8、住民基本台帳によるところにつきましては、150円から200円へ。11番目にあります集積図の交付につきましては、1,300円が1,000円へ。5番目にあります地籍図の三角点につきましては、1,200円から950円と変更になってございます。

その下、大空町役場庁舎の目的外利用及び使用料条例の一部改正でございます。第7条につきまして、第3項につきましては削除するということであります。

次のページ、20ページ目でございます。それに伴いまして、第3項の部分でございますが、「前項」という形に変更します。右の表にございます、別表3につきましては、先ほど申しました備品、物件費によるものを削除しますので、こちらについては削除という形になります。

続きまして、大空町東藻琴公民館条例の一部改正でございます。21ページでございます。第8条につきましては、アンダーラインを引いております。こちらにつきましては、別表。これは、物件費に関わるものを削除しておりますので、「別表第2」を削除して「別表」と改めます。また、第2項につきましても、同様に「別表」という形に改めております。第22条につきましても、同様に「別表」という形に改めております。その下の別表の欄でございますが、その欄に記載のとおり、金額がおのおの変更になってございます。

続きまして、22ページ目でございます。右の欄にあります別表につきましては、備品等によるものでございますので、今回削除という形になります。

その下、大空町図書館条例の一部改正でございます。これにつきましては、別表につきまして変更になってございます。

23ページ目をごらん願いたいと思っております。こちらの表の2にあります物件の部分につきましては、削除という形になってございます。

続きまして、大空町女満別研修会館条例の一部改正でございます。第8条の部分につきましては、「別表」という形で、先ほど申しました物件費の部分が削除になっておりますので、表現を「別表」という形に改めております。第2項につきましても、同様に「別表」という形になっております。また、18条につきましても、同様に「別表」という形に改めております。

続きまして、24ページ目をお開き願いたいと思っております。24ページ目の別表でございますが、こちらにつきましては、大会議室の金額が1,700円から2,200

0円へ、第1会議室につきましては350円から250円へ、和室につきましては550円から450円へ、視聴覚室につきましては450円から350円と変更になっています。また、右の欄にあります別表第2につきましては、物件費のために今回削除となっております。

続きまして、25ページ目でございます。こちらにつきましても、別表第3、右側の欄でございますが、物件費の使用料が削除になったということで、こちらにつきましても削除となっております。

続きまして、26ページ目です。大空町女満別伝承館条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、各部屋の料金が右の欄から左の欄のように、第1研修室は300円から200円へ、第2研修室は250円から150円へ、囲碁室Aにつきましては250円から150円へ、囲碁室Bにつきましては450円から250円へ、陶芸室については550円から350円へ、手芸織物室につきましては400円から250円へ、小会議室につきましては200円から100円へと、それぞれ改正になってございます。また、右側に載ってございます物件の欄につきましては、削除という形になってございます。

続きまして、27ページ目でございます。大空町女満別武道館条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、別表にあります柔道場の使用料が650円から500円へ、弓道場につきましては200円から150円に変更になってございます。

その下、大空町女満別ゲートボールセンター条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、別表の使用料につきまして、研修室につきまして300円から150円へ、ITルームにつきましては150円から200円へ、トレーニングルームにつきましては50円から70円へと変更になっています。また、右側の欄にございます物件費の欄につきましては、削除という形になってございます。

続きまして、28ページ目でございます。大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、別表のジュニア・アート・ギャラリーにつきましては100円から150円へ、ふれあい工芸館につきましては150円から200円へ、集会室につきましては50円から70円へと変更になっています。また、右側にございます物件費につきましては、その2の欄が削除になってございます。

続きまして、大空町体育施設条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、29ページ目の表からごらん願いたいと思いますが、1の女満別野球場の野球場につきましては100円から150円へ、夜間照明については1,700円から2,100円へ、2の女満別多目的広場のグラウンドにつきましては50円から70円へ、夜間照明につきましては1,500円から2,200円へ、3の女満別テニスコートのテニスコートについては50円から70円へ、夜間照明については同じでございます。それから、4の東藻琴野球場につきましては、野球場の使用料が100円から150円へ、5の東藻琴テニスコートにつきましてはテニスコートが200円から100円へ、夜間照明については550円から800円へ、6の東藻琴多目的運動広場につきましてはグラウンドが300円から450円へ、夜間照明が750円から1,100円へと変更になっています。

続きまして、大空町B&G海洋センター条例の一部改正でございます。30ページをお開き願いたいと思います。こちらにつきましては、2の物件費の欄が削除になってございます。

続きまして、大空町女満別屋外ゲートボール場条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、別表にあります屋外ゲートボール場の使用料が200円から300円へ変更になっています。

続きまして、大空町屋内ゲートボール場すぱーく東藻琴条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、すぱーく東藻琴の使用料が950円から1,400円へ変更となっております。

31ページになります。大空町女満別老人福祉センター条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、別表の調理室の料金が200円から150円へ変更になっています。

続きまして、大空町女満別農業構造改善センター条例の一部改正でございます。こちらの施設使用料につきましては、研修室1・2につきましては250円から300円へ、農業者健康相談室につきましては300円から400円へと変更になっています。

続きまして、大空町東藻琴農村環境改善センター条例の一部改正でございます。第8条のところの別表につきましては、先ほどの物件費が削除になりますので、それぞれ「別表」という形に変更になっています。8条の2も同様でございます。

続きまして、32ページ目でございます。第22条の3につきましても、別表の2がなくなりますので、「別表」という形に改めております。また、別表の欄の各室の使用料でございますが、研修室が200円から300円へ、1階和室が100円から150円へ、多目的ホールについては1,300円から1,900円へ、調理実習室については250円から350円へ、第1会議室については250円から350円へ、第2会議室については250円から350円へ、2階和室については100円から150円へ、集会室については150円から200円へ、視聴覚室については250円から350円へ、それぞれ変更になっているものでございます。

また、33ページ目でございますが、右側にあります別表第2につきましては、物件費のため削除になっております。

続きまして、大空町女満別地域振興会館条例の一部改正でございます。こちらにつきましても、別表の中の使用料で、第2会議室につきましては500円から250円へ、第3会議室につきましては200円から100円へ、第1和室については200円から100円へ、第2和室については200円から100円へ、調理室については200円から150円へ、それぞれ変更になっております。

続きまして、34ページ目でございます。大空町道路占有料徴収条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、国の道路法施行令の改正によるものでございます。別表にありますとおり、上の欄からいきますと、第1種電柱が530円から460円へ、第2種電柱については820円から700円へ、第3種電柱については1,100円から950円へ、第1種電話柱につきましては480円から410円へ、第2種電話柱につきましては760円から650円へ、第3種電話柱については1,0

00円から900円へ、その他の柱類については48円から41円へ、それから共架電線その他上空に設ける線類につきましては5円から4円へ、地下に設ける電線その他の線類につきましては3円から2円へ、路上に設ける変圧器については470円から400円へ、地下に設ける変圧器につきましては290円から250円へ、その下の変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所については950円から820円へ、郵便物差出箱及び信書便差出箱については400円から340円へ、広告塔につきましては1,000円から990円へ変更になっています。

その下、35ページ目でございますが、その他のものにつきましては950円から820円へ、外径が0.07メートル未満のものについては20円から17円へ、外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のものについては29円から25円へ、外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のものについては43円が37円へ、外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のものについては57円から49円へ、外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のものについては86円から74円へ、外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のものについては110円から98円へ、外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のものについては200円から170円へ、外径が0.7メートル以上1メートル未満のものについては290円から250円へ、外径が1メートル以上のものについては570円から490円へ、それぞれ変更になっています。

続きまして、36ページ目でございます。上段から、法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設につきましては950円から820円へ、それから祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるものについては10円で同じでございます。その他のものにつきましては100円から99円になっています。また、看板類でございますが、表示面積1平方メートルにつき一月当たり100円から99円へ、表示面積1平方メートル未満につき1年で1,000円から990円へ、標識でございますが760円から610円へ、それから旗ざお等につきましては1日10円で同じでございます。続きまして、その他のものにつきましては、1本につき一月当たり100円から99円へ、それから幕につきましては10円で同じでございます。

次に37ページでございます。その他のもの、面積が1平方メートルのものにつきましては100円から99円へ、アーチにつきましては1,000円から990円へ、その他のものについては510円から490円へ、政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料につきましては、一月当たりのものが100円から99円へ、政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設については、95円が82円と変更になっています。

続きまして、大空町普通河川管理条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、北海道河川法施行条例の改正に伴う改正でございます。2の土地占用料でございます。第1種電柱につきましては530円から460円へ、第2種電柱につきましては820円から700円へ、第3種電柱につきましては1,100円から950円へ、第1種電話柱につきましては480円から410円へ、第2種電話柱につきましては760円から650円と変更になっております。

続きまして38ページ目でございます。上の段から、第3種電話柱につきまして

は1,000円から900円へ、その他の柱類につきましては48円が41円へ、共架電線その他上空に設ける線類につきましては、1メートルにつき5円から4円でございます。外径が0.07メートル未満のものについては20円が17円へ、外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のものについては29円が25円へ、外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のものについては43円が37円へ、外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のものについては57円が49円へ、外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のものについては86円が74円へ、外径が0.3メートル以上のものについては110円が98円へ、鉄塔につきましては1基につき950円が820円と、それぞれ変更になっております。

続きまして、39ページ目でございます。大空町準用河川占用料等徴収条例の一部改正です。こちらにつきましても、北海道河川法施行条例の変更に伴うものでございます。別表の土地占有料でございます。第1種電柱につきましては530円が460円へ、第2種電柱につきましては820円が700円へ、第3種電柱につきましては1,100円が950円へ、第1種電話柱につきましては480円が410円へ、第2種電話柱につきましては760円が650円へ、第3種電話柱が1,000円から900円です。その他柱類につきましては、48円から41円へ変更になっています。共架電線その他上空に設ける線類につきましては、5円から4円へと変更になっています。また、管につきましては、外径が0.07メートル未満のものについては20円が17円へ、外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のものが29円から25円へ、外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のものについては43円が37円へと変更になっています。

続きまして、40ページ目でございます。外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のものについては57円が49円へ、外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のものが86円から74円へ、外径が0.3メートル以上のものにつきましては110円が98円でございます。また、鉄塔につきましては950円から820円へ、それぞれ変更になっております。

こちらの附則でございますが、この条例については平成25年4月1日から施行するということになっています。2につきましては、この条例の施行日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。3番目、この条例は施行日以降に納付すべき事由が生じた使用料については適用し、同日前に納付すべき事由が生じた使用料については、なお従前の例によることとしております。

以上、提案理由を説明させていただきましたので、よろしく御審議願いたいと思います。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号 大空町手数料条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 大空町手数料条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第77号

◇議 長 日程第12、議案第77号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田住民課長。

◇住民課長 議案書の41ページをお開き願います。「議案第77号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容の説明につきましては、参考資料の大空町営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表にて行いますので、参考資料の41ページをお開き願いたいと思います。議案第77号関係 大空町営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。改正の趣旨でございますが、平成24年度におきましては、公共施設の使用料・手数料の見直しを行っております。先ほど、議案第76号で大空町手数料条例等の一部改正につきましてお認めをいただいたところですが、同様に町営住宅におきましても階段、廊下等の共用部の照明にかかわります電気料につきまして、共益費として入居者の方から御負担をいただくことを検討してきております。現在、町営住宅ではこれらの経費を町のほうで負担をしております。その利益を受けている入居者の負担は、ない状況でございます。公共施設の利用におきましては、受益者負担の原則と公平性の確保という観点から、使用料や手数料を設定してございます。利益を受ける入居者と利益を受けない方との公平性を考慮し、応分の負担をいただく必要があること。また、合併協議の中では使用料・手数料の調整におきまして、合併後共益費を徴収することとされておりましたが、現在まで徴収に至っていないという状況でありますことから、これらを踏まえまして平成25年4月から徴収しようとするものであります。

共益費の徴収の方法につきましては、実費相当額を定額で月額にて負担をいただくものでございまして、町営住宅ごとに電気料金に差がありますことから、平成25年度におきましては導入当初ということもあります。最低額の団地の月額100円の料金を予定して、徴収してまいりたいと考えております。

現在、町営住宅のほうでは省エネ化及び経費節減を図るため、共用部の照明の人感

センサー化、LED化の改修工事を行っております。これらの改修によりまして電気料金に変動がありますので、その実績をもとに平成26年度以降実費相当額にさらに改定してまいりたいというふうに考えてございます。

対象となります町営住宅につきましては、女満別地区では青葉団地の一部、東陽団地、はなぞの団地、あけぼの団地、しらかば団地、しらかば第2団地。東藻琴地区では北二すみれ団地、中央つつじ団地、北二もみじ団地、南あさひ団地でございます。

この条例のほか、以後提案の3つの条例の改正につきましても、同様の趣旨の改正であります。それぞれ共益費の徴収に関します条文の追加、改正等を行うもので、条例の改正のほか、関係の規則もあわせて改正を行いまして実施しようとするものであります。

それでは、新旧対照表の御説明をいたします。第22条第3項中「第17条第1項及び第2項」を「第17条」に改めております。第17条につきましては、家賃の徴収に関する規定内容でございますが、第3項には日割計算、それから第4項には退去検査を受けない場合の明け渡し認定日までの家賃計算というものが規定されております。これらに関しまして、第3項のほうで規定しております共益費の徴収及び納付について準用するということで、これらも関係するということから「第17条」というふうに改正するものでございます。附則といたしまして、「この条例は、平成25年4月1日から施行する。」なお、料金等につきましては、規則のほうで規定するというようなことになっておりますので、この条例の改正の中にはでてきておりませんので、御了承をいただきたいというふうに思います。

以上、説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 廊下の共用の部分だと思うのですが、これは私は本当に、つい二、三日前に相談を受けまして、議会が終わりましたら……、夜でなければ……いわゆる、人感というか、体感とか、人が通ったら電気がつく。サッとつかないんだそうです。LEDになったせいかどうか知りませんが。明るくなって鍵穴が見えるまでに時間がかかって、今とっても寒くて困っているのっていう相談を受けたのです。それで、私は議会が終わりましたら、行ってみてから役場のほうへお願いをしようと言ったのですが、ちょうど今、同じようなことの説明を受けましたもので、どういったものが……、はなぞの団地です。どういったものがついているのか、伺いたいと思います。

◇議 長 藤田住民課長。

◇住民課長 はなぞの団地につきましては、廊下のほうには人感センサーということで、人を感知しまして、順々に電気がついていくというような仕組みになってございます。

たまたま、蛍光灯を利用しておりますけれども、古くなってきているものがあるかと思うのですが、そういったことで、ちょっとつきが悪いというような照明もあるかと思います。そういったものについては、順次取りかえをしながら対応させていただきたいと思っております。また、階段のほうにつきましても、人感センサーの蛍光灯がついておりまして、上っていく、下りていくときに人を感知しまして、つくというようなことで改修のほうを行ってございますので、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 2 番、中堀君子議員。

◇中堀議員 大変、最新式のものがついているように聞こえてくるのですが、実際に現場というか、場所で使っていらっしゃる方がそういう鍵穴が見えなくて困るのというふうなこともありますから、ぜひその辺のところを考慮していただきまして、早急にサッとつくようなものに変えていただきたいというふうをお願いを申し上げます。

◇議 長 藤田住民課長。

◇住民課長 工事が終わりました、私どもも検定に行きまして、照明の明るさ、それからつくタイミング等を確認しております。その際には、特に大きな問題はなかったかと思っておりますので、そういったようなところがございましたら、また別途対応してまいりたいというふうに思います。

◇中堀議員 終わります。

◇議 長 そのほか質問はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 77 号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 77 号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第78号

◇議 長 日程第13、議案第78号 大空町地域特別賃貸住宅A型条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田住民課長。

◇住民課長 議案書の45ページをお開き願います。「議案第78号 大空町地域特別賃貸住宅A型条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二」

改正内容の説明につきましては、参考資料のほうで御説明をいたしますので、参考資料の43ページをお開き願います。議案第78号関係、大空町地域特別賃貸住宅A型条例の一部を改正する条例新旧対照表。改正の趣旨につきましては、先ほど議案第77号関係で説明したものと同様の内容のものでございます。

第13条第3項におきまして、「第21条」を「第22条」に、それから第16条第3項中「第22条第1項各号」を「第23条第1項各号」に改めております。後段、第19条に入居者の費用負担義務を追加することによりまして、以下の条項が1条ずつ繰り下がるものでございます。第19条に入居者の費用負担義務を追加してございます。共益費の徴収に関する事項を規定するとともに、他条例と同様の規定内容とするものでございます。入居者の費用負担義務、第19条「次の各号に掲げる費用は入居者の負担とする。ただし、町長がその費用の全部又は一部を負担することが必要であると認めるときは、この限りでない。第1号 電気、ガス、水道及び下水道の使用料金、第2号 汚物及びごみの処理並びに排水管等の清掃に要する費用、第3号 共同施設の使用又は維持及び運営に要する費用、第2項 町長は、前項に掲げる費用のうち入居者の共通の利益を図るため必要と認めるものを、共益費として入居者から徴収することができる。第3項 第13条の規定は、共益費の徴収及び納付について準用する。」

「第19条」を「第20条」に改めております。第19条の条項を追加することにより、1条ずつ繰り下がるためでございます。

44ページをお開き願います。45ページにわたりますけれども、第20条から第28条まで、それぞれ第19条に追加をすることによりまして、1条ずつ繰り下がるため、改正を行うものでございます。附則といたしまして、「この条例は平成25年4月1日から施行する。」

以上、説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号 大空町地域特別賃貸住宅A型条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号 大空町地域特別賃貸住宅A型条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第79号

◇議 長 日程第14、議案第79号 大空町单身者住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田住民課長。

◇住民課長 議案書の49ページをお開き願います。「議案第79号 大空町单身者住宅条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二」

改正内容につきましては、参考資料にて説明申し上げますので、参考資料の47ページをお開き願います。議案第79号関係、大空町单身者住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。改正の趣旨につきましては、議案第77号で説明しましたものと同様でございます。

第16条の改正でございます。共益費の徴収に関する事項を追加するとともに、他条例と同様の規定内容とするものであります。第16条、ただし書き。「ただし、町長が必要と認めるときは」を「ただし、町長がその費用の全部又は一部を負担することが必要であると認めるときは」に改めてございます。それから第3号「汚物及びごみの処理並びに排水管等の清掃に要する費用」、第4号に「共同施設の使用又は維持及び運営に要する費用」、第2項に「町長は、前項に掲げる費用のうち入居者の共通の利益を図るため必要と認めるものを、共益費として入居者から徴収することができる。」、第3項「第14条の規定は、共益費の徴収及び納付について準用する。」これらを追加してございます。附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上、説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号 大空町单身者住宅条例の一部を改正する条例制定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号 大空町单身者住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第80号

◇議 長 日程第15、議案第80号 大空町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田住民課長。

◇住民課長 議案書の53ページをお開き願います。「議案第80号 大空町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、参考資料にて説明をいたしますので、参考資料の49ページをお開き願います。議案第80号関係、大空町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。改正の趣旨でございますが、議案第77号関係で説明しました共益費の徴収に関することと、入居者負担額の算定方式の変更に關するものであります。

特定公共賃貸住宅は、収入の超過により一般の町営住宅に入居ができない中堅所得者層への住宅として設置してございます。女満別地区にある住宅につきましては、民間借家との均衡を図り家賃を設定し、建設時は収入超過者がスムーズに住みかえが可能となるよう家賃額と、収入に応じた2つの入居者負担額の3つの区分で家賃のほうを設定してございました。

入居者負担額の算定につきましては、毎年補正率を乗じて引き上げを行い、最終的には収入に関係なく入居者全ての方の家賃を、同一まで引き上げようとするものであります。しかしながら、ある程度収入に応じた負担としなければ、わずかに収入を超過しただけで一般の町営住宅に入居できない方には負担が大きくなり、生活へも影響を与えるというようなこととなります。このため、入居者負担額の算定につきまし

ては、一般町営住宅と同様の方法、住宅の大きさ、それから経過年数等を勘案した方法ですけれども、この算定方法によりまして、収入超過者の区分の家賃を根拠とするほうが、現行の算定方法より妥当であるというふうに判断したところでございます。平成24年度は、入居者負担の検討を行うため、平成23年度と同額の家賃、入居者負担額としておりましたが、今回改正を行い平成25年度分以降、家賃と収入に応じた2つの入居者負担額の3区分を設定し、適用させるというものでございます。また、東藻琴地区の入居者負担額の区分につきましても、現行1つでありますので、今回の改正により両地区の家賃の算定方法につきまして統一を図る観点から、女満別地区と同様に家賃を含め2つの入居者負担額をあわせまして、3つの区分を設けることにしてございます。

なお、この改正に伴いまして、現在の入居者負担額から増加する方につきましては、女満別地区で600円、従来の補正率を乗じる算定方法と比較しまして増加額は半分程度でございますけれども、以降は減少傾向となってまいります。また、東藻琴地区では、この算定方式により、現在の入居者負担額から16,500円と大幅な増額となる方がいらっしゃることから、入居者の不利益とならないよう、現行の入居者負担額を下回るまでは、その額を維持するというふうにしてまいりたいと考えております。

今後の入居者負担額につきましては、従来は毎年度、見直しを図ってまいりましたけれども、近隣の他町では固定というようなことで設定しております。本町におきましても、同様に固定化するというようなことを基本といたしまして、町の使用料・手数料の見直しと同様に、3年ごとに見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。第14条第1項中「特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、管理開始後20年間を限度として」を「特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため」に改めております。また、第2項を削除しておりますけれども、新たな算定方法とすることから、家賃の減額、収入に応じた入居者負担額の期間を20年間と限定しないため削除するものでございます。第3項中「前2項」を「前項」に、「次条第1項」は次条の第15条第2項を削除する関係で「次条」に改めております。また、「第3項」を「第2項」にするものでございます。第15条第2項につきましては、規則で定めております「入居者負担額の決定方法」の「経過年数ごとに補正率1.02を乗じた額」とする方法を改めることから、第2項を削除するものでございます。第17条第1項中「第15条第2項」につきましては、削除の関係から「第15条」に改めるものであります。第22条第1項に「ただし、町長がその費用の全部又は一部を負担することが必要であると認めるときは、この限りでない。」を追加しておりますが、他条例との規定内容の整合性を図るものでございます。

50ページをお開きください。附則といたしまして、「この条例は平成25年4月1日から施行する。」

以上、説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第80号 大空町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第80号 大空町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分
再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第16 議案第81号

◇議 長 日程第16、議案第81号 大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
田中産業建設課長。

◇産業建設課長 議案書の57ページをお開きください。「議案第81号 大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定について
このことについて、別紙のとおり提出する。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二」

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明を申し上げますので、参考資料の51ページをお開きください。議案第81号関係、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。今回の条例の一部改正の趣旨でございますが、本年芝桜公園内に温浴施設、足湯施設を整備しておりますことから、これらの施設に係る規定を加えるとともに、イチゴ狩り収穫体験、遊覧車コースに係る使用料の設定、また、各施設の使用時間及び休業日に関する規定などを整理す

るものでございます。

改正の内容でございますが、まず51ページでございます。第3条の見出し「施設の使用」を「施設」に改め、条文の「次の各号に掲げる施設を使用しようとする者は、町長の指示に従わなければならない。」を「公園に次の施設を置く。」に改めます。また、同条第4号の「ゴーカート」につきましては、施設にあたらないうことから、今回「ゴーカートコース」に改めるものでございます。さらに、同条「第9号」を「第12号」、「第8号」を「第11号」、「第7号」を「第10号」とし、第6号の次に「遊覧車コース」と、本年度整備いたしました「温浴施設」、「足湯施設」を加えるものでございます。

続きまして、第3条の2といたしまして、施設の使用時間及び休業日に関する条項を新たに加えるものでございます。「第3条の2 施設の使用時間は、次のとおりとする。」、釣り堀、ゴーカートコース、遊覧車コースにつきましては、午前8時から午後5時まで。温浴施設につきましては、5月3日から6月第2月曜日の前日までの期間は、午前11時から午後6時まで。6月第2月曜日から9月30日までの期間は、午後1時から午後8時まで。足湯施設につきましては、午前9時から午後5時まで。売店施設につきましては、午前8時から午後5時までとしております。

52ページでございます。「第2項 施設の休業日は、次のとおりとする。」、釣り堀につきましては、9月1日から翌年5月2日までの日。キャンプ場、オートキャンプ場、それからドリームハウスにつきましては、9月1日から翌年6月第2月曜日の前日までの日。ゴーカートコースにつきましては、9月1日から翌年5月2日までの日。遊覧車コースにつきましては、芝桜開花宣言終了の翌日から翌年の開花宣言の前日までの日。温浴施設のうち浴室、休憩室、トイレにつきましては、10月1日から翌年5月2日までの日と毎週水曜日。シャワー室につきましては、9月1日から翌年6月第2月曜日の前日までの日。足湯施設につきましては、9月1日から翌年5月2日までの日。売店施設につきましては、6月第2月曜日から翌年5月2日までの日としております。第3項といたしまして、「前2項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めたときは、使用時間を変更し、又は臨時に開業若しくは休業することができる。」と規定してございます。

続きまして、第4条でございます。第3条の改正に伴い、第4条第1項中「前条第1号から第6号まで」を「第3条第1号から第8号まで」に改めます。

また、53ページになりますが、同条第2項第5号中「第3条第6号の施設」を「第3条第10号の施設」に改めるものでございます。

続きまして、第7条でございます。第7条に第2項を加え、温浴施設については町内の2施設、女満別農業構造改善センター、それから東藻琴老人福祉センターでございますが、2つの施設と同様、町内に居住する方に限定した減免措置を規定してございます。「第2項 別表第1に定める使用料のうち温浴施設について、町内に居住する者で次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ大人料金を中人料金とし、中人料金を小人料金とし、小人料金を無料とする。第1号 60歳以上の者、第2号 身体障がい者福祉法第15条の規定により身体障がい者手帳

の交付を受けている者、第3号 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第45条の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者、第4号 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者、第5号 生活保護法に規定する被保護者」

続きまして、54ページでございます。第3条の2の追加に伴い、第14条第2項中「第3条」を「第3条の2」に改め、同項の表につきましても改めるものでございます。

続きまして、別表第1でございます。別表第1中「ゴーカート」を「ゴーカートコース」に改め、新たに「遊覧車コース」、「温浴施設」、「イチゴ狩り収穫体験」の使用料を加えるものでございます。遊覧車コースにつきましては、単位1回往復で大人300円、小人150円。温浴施設のうち浴室につきましては、単位1回で「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第2条の規定により、北海道において指定した入浴料金とする。ただし、入浴料金区分毎に1組12枚綴りの回数券を発行することとし、当該区分の入浴料金10回分で購入できるものとする。」と規定してございます。具体的には、大人420円、中人140円、小人70円でございます。

55ページでございますが、シャワー室につきましては、単位1回5分以内で100円、イチゴ狩り収穫体験につきましては、単位1回30分以内で大人1,000円、小人500円とし、摘要欄に「収穫期間のうち町長が定める日及び時間」と規定してございます。

続きまして、別表第2でございます。第3条の改正に伴い、別表第2中「第3条第6号」を「第3条第10号」に改め、あせて「物販飲食の販売する行為」を「物販飲食の販売をする行為」に改めるものでございます。附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する。」としてございます。

以上、条例改正の内容につきまして、御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号 大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号 大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第82号

◇議 長 日程第17、議案第82号 平成24年度大空町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議案書の63ページをお開き願います。「議案第82号 平成24年度大空町一般会計補正予算（第5号）」

平成24年度大空町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ977万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億8,026万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月19日提出 大空町長 山下英二」

65ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入であります。15款 道支出金に38万1,000円を追加、16款 財産収入に784万1,000円を追加、17款 寄附金に848万8,000円を追加、18款 繰入金から829万8,000円を減額、20款 諸収入に136万1,000円を追加、歳入合計は977万3,000円を追加し、80億8,026万4,000円とするものです。

66ページ、歳出。2款 総務費に653万7,000円を追加、4款 衛生費に102万3,000円を追加、6款 農林水産業費に178万4,000円を追加、10款 教育費に42万9,000円を追加、12款 職員給与費は財源振替によるもので補正額はございません。歳出合計は、977万3,000円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、67ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。3歳出から説明しますので、72ページ、73ページをお開き願います。2款 1項 9目の財政調整等基金費で、財政調整基金積立金に653万7,000円を追加しておりますが、今回の財源調整により積み立てるものでございます。

4款 2項 2目のし尿処理費で、網走し尿処理施設負担金に102万3,000円を追加しておりますが、平成23年度精算によるものであります。

6款 1項 3目の農業振興費で、環境保全型農業直接支払交付金に76万4,000円を追加しております。北海道の補助事業で減農薬や有機農業の取り組みなど環境保全効果の高い営農活動を実施する農業者に交付金が交付されますが、申請面積が増加したため追加しております。過年度強い農業づくり事業補助金返還金に、88万7,000円を追加しております。農業者が平成22年度に強い農業づくり事業で集出荷施設を建設しましたが、その農業者が離農することになり、補助目的にあった

利用ができなくなったため補助金を返還するものであります。6目の肉牛振興費で肥育牛管理負担金に13万3,000円を追加しています。和牛産地強化事業については、町、農協、生産者で負担を行っておりますが、事故牛が発生し新しい肥育素牛を導入するまで牛舎に空白期間が生じたため、生産者の負担が減少し町の負担が追加となっております。また、事故牛の対応に夜中から朝まで対応したため時間外の負担が追加となったものであります。

10款 2項 3目の学校建設費は寄附がありまして、学校建設基金829万8,000円を繰り入れしないので財源振替をしております。3項 1目の中学校管理費で女満別中学校のトイレ改修工事に、36万6,000円を追加しています。平成25年度に障がいを持った生徒が入学することから、その受け入れの対応としてトイレを改修する必要から追加しております。7項 1目の保健体育総務費でスポーツ活動振興事業に消耗品費6万3,000円を追加しております。1団体からスポーツ振興のためにと5万円の寄附があり、子供から高齢者まで気軽に行えるミニテニスのラケットとボールを購入しようとするものであります。

12款 1項 1目の職員給与費は農業者年金事務委託金が増額となり、職員給与費に充当するため財源振替をしております。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、70ページ、71ページをお開き願います。15款 2項 5目の農林水産業費道補助金に環境保全型農業直接支援対策事業補助金38万1,000円を追加しております。減農薬や有機農業の取り組みなど環境保全効果の高い営農活動を実施する農業者に交付されますが、申請面積が増加したため増額となるものであります。

16款 2項 1目の不動産売払収入ですが、土地売払代784万1,000円を追加しております。女満別西2条5丁目14番1の土地、大空消防署の向かいの教職員住宅などがあったところなのですけれども、ここにつきましては当初2区画の売り払いを予定しておりましたが、4区画売れましたので追加しております。

17款 1項 1目の一般寄附金で848万8,000円追加しております。2つの団体と5人の個人の方から寄附をいただきました。

18款 1項 6目の学校教育施設建設基金繰入金から829万8,000円を減額しております。1団体から女満別小学校の備品等整備に寄附をいただきましたので、積み立てし新年度で対応することとしておりますが、現在基金の取り崩しを5,401万9,000円予定しておりますが、寄附金の額を取り崩さないで調整することとし、繰入金を減額しております。

20款 4項 2目の農業者年金事務委託金に47万4,000円を追加しております。農業者年金の決定者がふえたため事務委託金が増額となるものであります。9目の雑入で、過年度強い農業づくり事業補助金返還金として88万7,000円を追加しています。農家の方が離農することとなり、平成22年度に強い農業づくり事業で建設した集出荷施設につきまして、補助目的にあった利用ができなくなったため補助金を返還してもらうものであります。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番、品田好博議員。

◇品田議員 72 ページ、73 ページの女満別中学校管理費ですか。ちょっと、お尋ねしたいのですが。今、説明をいただいたわけですが、障がい児が入校したために、トイレを改修したということの説明ですが、和式から洋式にという工事内容であったように思います。そこで、その際、ちょっとお聞きしたいわけですが、私どもの町の学校施設内のトイレの洋式と和式の比率といますか、その辺を握っておられたらお聞きしたいなということでございます。

◇議 長 佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 各学校におきます洋式トイレの関係でございしますが、各学校とも平成22年度の施工で、全ての学校に洋式のトイレを設置しているところであります。大体、各トイレに洋式が1箇所ずつ設置されているという状況でありまして、比率につきましては和式2に対して洋式1という割合になるかと思っております。これにつきましては、今回新築いたしました女満別小学校につきましても、和式が8、洋式は全校含めまして32という形で、この部分につきましては洋式が多くなっている状況でございしますが、従来からの学校につきましては、各トイレに対して洋式トイレは1つ設置するというを基本に整備している状況でございします。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 御説明をいただきました。唐突な質問だなというふうに認識があるかと思っておりますけれども、たまたま入手したデータでございしますが、小林製薬がことし6月に全国の小学生を対象に調査をしたところ、児童が学校での大きなほうをしたくないというのが46%いたそうでございます。我慢するという子供も随分多かったということで、2番目に和式が苦手であるというふうに答えた人が35%もいるということでございます。なのに、こういう公共の施設等で、今、生涯学習課長さんが説明したとおり、和式が圧倒的に多い。なぜなのかなと。まず、家庭においては、うちの町も水洗化にしてから、ほとんど洋式化が進んでいるように思います。その割合は、私は知り得ませんが、かなりの率であろうと思うのです。そういう公的な場所に、なぜ和式が多いのかということなのだと思います。コストのことだろうと思っておりますけれども、そういったものを子供たちが家庭で洋式を利用しているのに、学校へ行くとしづらいという不便さを感じている子が統計上出ているということだと思うのです。ですから、近々で言えば、一番新しいのは、私どもの今度、女満別高等学校の寄宿舎ですが、100%洋式と。女満別小学校においても、今、生涯学習課長の説明のとおり、32対8で洋式化しているわけで、今後、障がい者云々ということではなくて、順次洋式のウェートを高めていかなければならないというふうに考えるわ

けですけれども、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

◇議 長 佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 洋式化という話でございますけれども、生徒の中には、逆に洋式を使わないで和式を使用したいという生徒もいるように話を聞いております。家庭のほうでは洋式化が進んでいる状況でございますが、不特定多数といいますか、全学年が使用するトイレに対しまして、和式のほうを好まれる生徒もいるということの状況も踏まえまして、現在このように最大限の洋式の整備をしているところでございますけれども、今後学校のほうにも再度お話を聞いていきたいと考えております。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田委員 生涯学習課長としては、そういう答弁で結構だとは思いますが、私は家庭の中での率が9割以上を超えているのだと思うのです。それで、自分の家が洋式であるのに和式でなければならないという子供が、そんなにいるとは到底考えられないわけです。統計上も出ているわけですが、それは、ちょっとミス判断で和式から洋式に移るといふ決断といいますか、そういったものが遅かったのだろかなと。だから、ほとんどそういうことになっているけれども、事実上不便を感じているということは、これはもうはっきりしているといいますか、その辺ですね。あとは、我々が都会へ行く場合、JRとかのトイレは、圧倒的に和式がまだ、依然多いのですけれども。やっぱり、その辺のおくれも指摘されているところでありますけれども、公共施設が私的なところよりかおくらしているというのは、やや問題があるかなと思いますので、その辺順次考えていただければなというふうな考え方を持っておりますので、それだけお話をさせていただきたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 ただ今の御質問にお答えをしたいと思います。一般の御家庭での洋式のトイレ化は、確かに進んでいるかと思えます。学校においては、児童生徒のニーズに合わせまして、便器については和式、洋式ともに整えているところでございます。どのような現状、使用の傾向があるのかなという部分については、調べたことがございまして、小学校の低学年生は洋式の使用頻度が非常に高いということなのですが、高学年になるにつれて和式の使用が多くなっているという、そういう状況も見受けられております。1つの理由としては、不特定多数の人が使用する洋式のトイレ、便座を利用することを避けるといった考え方も一部の生徒さんの中にはあるということで、そのような現象があらわれているのかなと、そのように思っております。

洋式のトイレの利点としては、例えば足をけがしたり、ギプスをしているというような生徒さんがいる場合は、体への負担が少ないということで洋式の利点というものが十分あるのかなと。また、和式の利点としては、直接便座に触れないということ

から、ノロウイルスなど、そういった感染症が発生した際、そういう感染を防ぐといった和式ならではの利点もあるのかなと。そのような押さえ方をしております、それぞれ現状では和式、洋式ともに必要な便器で、そういう環境でないかなというふうに押さえております。しかしながら、実際、洋式が足りなくて、洋式を利用したいけれども和式を使用せざるを得ないというような、そういう状況が生まれているようであれば、またその都度必要に応じて対策を講じてまいりたいと、そのように考えているところでございますので御理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

◇品田議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号 平成24年度大空町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号 平成24年度大空町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第20号

◇議 長 日程第18、発議第20号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

植田泰弘議員。

◇植田議員 「発議第20号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成24年12月20日 提案者 大空町議会議員 植田泰弘、齋藤宏司

大空町議会議長 後藤幸太郎 様」

このことにつきましては、従来地方自治法で別に条立てされていた「常任委員

会」、「議会運営委員会」、「特別委員会」に関する規定が、平成24年の法改正により「委員会」として統合、一本化されたことに伴い、常任委員会への所属義務規定及び各委員会委員の選任等に関する規定が見直され、その取り扱いはいずれの各議会に委ねられることになりました。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正によって規定がなくなった常任委員会への所属義務規定及び委員の選任等に関する規定を大空町議会委員会条例に規定するものであります。

議会の参考資料1ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表の追加条例といたしまして、読み上げたいと思います。「委員の選任、第7条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。第2項 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。第3項 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」

以降、項目がずれております。比較を見ていただきたいと思います。「附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。」

以上、御審議よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第20号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第20号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第21号

◇議 長 日程第19、発議第21号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

植田泰弘議員。

◇植田議員 「発議第21号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてこのことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提

出する。

平成24年12月20日 提案者 大空町議会議員 植田泰弘、齋藤宏司
大空町議会議長 後藤幸太郎 様

このことにつきましては、今回の規則改正は、平成24年の地方自治法改正により、本会議でも委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったために、大空町議会会議規則にも公聴会、参考人の規定を加え、現行の会議規則条文中にある法引用条項について、法改正のために変更する必要がある箇所を改めるものであります。

議会提出議案の参考資料2ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表で章、それから条文の変更を2ページに載せております。

3ページに移りまして、追加条例を朗読させていただきます。「第14章 公聴会、公聴会開催の手続、第117条第1項 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。第2項 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

意見を述べようとする者の申し出、第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

公述人の決定、第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。第2項 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

公述人の発言、第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。第2項 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。第3項 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

議員と公述人の質疑、第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。第2項 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。」

4ページに移ります。「代理人又は文書による意見の陳述、第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りではない。

第15章 参考人、参考人、第123条第1項 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。第2項 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。第3項 参考人については、第120条、第121条及び第122条の規定を準用する。」

以下、章、条については、新旧の変更をごらんいただきたいと思います。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第21号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第21号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 報告第16号

◇議 長 日程第20、報告第16号 例月出納検査報告についてを議題とします。
監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありますので、監査委員の報告を求めます。
近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第16号 例月出納検査報告をいたします。

平成24年8月から10月分の例月出納検査結果につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象は、毎月の現金の出納状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、8月分につきましては9月25日、9月分につきましては10月16日、10月分につきましては11月16日、松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり、相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで、例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

山下町長から、発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 第4回大空町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼を申し上げたいと思います。

今回の定例会におきましては、一般質問で指定管理者等の評価、モニタリングのあり方等についても御質問をいただきました。また、今回一般議案といたしまして、数件の指定管理者制度による指定をお認めいただいたところであります。一般質問の答弁の中でも申し上げましたように、平成24年度の実績などについて、しっかりと評価ができるような、そんな仕組みづくりを早急に取り込んでいけるように努力をしまいたいと、そのように思っております。そんな中で、指定管理者制度というものが町民の皆さんに効果の上がる、そういう制度としていきたいと、そのように思うところでございます。

また、一般質問の中では、認知症における対策、また安心を届け隊など、高齢社会に対応した町の仕組みづくり、社会の整備というような視点での御質問もいただきました。これから、ますます高齢社会が進んでくるわけでありますけれども、そのスピードに負けず、私どもの町のあり方、対処の仕方というものを考えていかなければならないと、改めて感じたところであります。そういった視点から、これからも努力をしまいたいと、そのように思いますので今後とも御指導いただきたいと思えます。

現在、町では予算編成が行われております。先ほど、財政の担当に聞きましたところ、現在まで、副町長査定まで終わっておりますけれども、歳入総額が約69億5,000万円、歳出総額が72億5,000万円ということで、その差、今現在は3億円ということであります。あすから私も査定に入ります。本来であれば、これを埋めなければならないのですけれども、例年からいいますと、私が出ていきますと、だんだんここが広がってくるようなことにもなりかねませんので、しっかりと肝を据えて予算編成に当たっていききたいと、そのように思います。

一方で、12月の16日、衆議院議員の総選挙が実施をされたわけであります。自由民主党、公明党など、また日本維新の会などが躍進をしたわけでありますけれども、選挙戦の中で気にかかりましたのは、原子力発電、また消費税、復興対策、そういったことが議論されてはありましたけれども、地方対策をどのようにするかということについては、あまり議論になっていなかったような気がいたします。国全体の景気が悪いと言われておりますけれども、地方に行けば行くほど、その度合いというものは高いのではないかと、そのように考えております。今後、新しい政権がどのような地方施策を打ち出すのか、そんなところを注視していきたいと思えますし、地方における活性化というものがなければ、国全体の成長というものもないということを訴えていきたいと思えます。また、そういったことから経済対策として、大型の補正予算の編成ということが新聞紙上などで取り沙汰されております。どのような対策がいつごろ出されるか、15カ月予算というような言い方もありますけれども、それに対応できるように私どもも準備を進めていかなければならないと、そのように考えてござい

ます。新年度予算とあわせながら、そういったところの視点をしっかりと取り込んで、町民の皆さんのためになるような予算編成に努力をしていきたいと考えてございます。

この定例会に当たって、さまざまな御指摘をいただいたことに重ねてお礼を申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

◇議 長 平成24年第4回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時48分